

令和4年第6回（定例会）吉備中央町議会会議録（2日目）

1. 令和4年12月15日 午前 9時30分 開議

2. 令和4年12月15日 午後 3時04分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	亀	山	勝	則	書	記	堀	恵	子
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清									
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	早	川	順	治					
総	務	課	長	片	岡	昭	彦	税	務	課	長	山	本	敦	志					
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	中	山	仁				
住	民	課	長	歳	原	雅	則	福	祉	課	長	奥	野	充	之					
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	根	本	喜	代	香	
農	林	課	長	山	口	文	亮	建	設	課	長	大	月	豊						
水	道	課	長	古	好	広	徳	教	委	事	務	局	長	大	月	道	広			
定	住	促	進	課	主	幹	(班	長)	戸	田	健	治								

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、荒谷定住促進課長が所用のため欠席しておりますので、戸田班長の代理出席を認めていますので、お知らせいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、山本洋平君、4番、石井壽富君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らして、お知らせします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山宗弘でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速一般質問をさせていただきます。

今朝は一面雪化粧のような形で寒い朝となりましたが、お互いに体には留意しながら今定例会を頑張っていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1点目、空き家対策の新たな対策についてとありますが、今回は現在の対策そのものが、新しい課であります定住促進課によりますいろいろな施策、そういうようなものは十分反映していると思っておりますが、しかしながら空き家の問題についてはなかなか前向き

に行かないところが現状かと思えます。

というのも、空き家に対してのいろいろな問題点、挙げれば数あるんですけど、中でも私が最近少し感じたのは、今現在建っている建物そのものに対する固定資産税の減税というものに対しての措置、これが一つの特例でと思えますけれども、6分の1の計算で今建っている固定資産税の税額に対して、空き家を解体することによって6倍に跳ね上がるような、更地になるとお金が余計にかかる、税額がかかってくるという問題も含めて、いろんな持ち主に対する思いというものがあると思えますし、相続を放棄することによって空き家が増えていく、そういう問題も含めまして、これは町長にお尋ねしたいんですけども。

根本的に空き家対策についていろいろな国の法律、そして県の、いろいろありますけれども、我が町としては空き家に対しての使い道、用途に対しても、例えば一例ですけども、町として管理、責任は持ち主にありますけれども、管理を利用して、例えばサロンであるとか、いろいろな地区の利用方法というものも考えてみたらなという、そういう思いがしますので、今回の質問とさせていただきます。

次に、町有財産の処分についての質問ですけども。

建物の老朽化による処分、これはもう仕方がないと思えます。長年設置してある建物について、老朽化が進み、それを解体しなければならないという現実もよく分かりますが、この解体に係る費用、要するに公費でございましてけれども、建物を解体する作業に係る費用というものは、現実的に今の改修工事とかいろんなことと同じように業者にかかる費用というのはよく分かるんですけど、それを行うの前の設計段階で物すごく費用がかかっているように思われますが、そういうことについて町長の見解をお尋ねします。

次に、各担当課等の連携についてなんですけれども、情報の共有化というのは前々からずっと申し上げているように、各課において受付をして、町民のいろいろな皆さん方の要望やいろいろな相談事、悩み事などが担当者によってそこでとどまってしまうのでなく、課の中全体で話し合いをし、そして上にとというのは、最終的には町長の耳にも入ると思えますが、それがなかなか共有できていないんじゃないかなという思いがします。

町長、副町長もいろいろな町民から声を聞いたときに、それはまだ聞いておりませんというような答えが出ているように思います。そういうことが一つのサービスの低下にもつながるんじゃないかな。反面、いい場合もあります。担当課の中で処置ができた場合には、結果としてはいいんですけども、課として大勢の力をもって町民へのサービスの向

上というところに努めていただきたいということです。

次に、災害対策とともに環境整備について。

これはもう長年の一つの施策でありますし、同僚議員からも数々、毎回定例会ごとにも出てると思いますが。町内を流れる川のしゅんせつ工事についてなんですけど、これは県の管轄と言えれば県なんですけれども、町内において、県の所有であろうと、県の権利だろうとも、町内においてはその自治体、要するに吉備中央町の行政で行うべきではなかろうかなという思いがします。予算の問題もありますから大変だと思いますけれども。

川のしゅんせつというのは重要なことで、災害対策にも絶対なります。ずっと川の中に蓄積した土砂を取り除くことによって、水害の防止にもなるし、そして環境整備、というのが有害鳥獣の対策についても、ヌートリアにしてもそういうなの、有害鳥獣の巣ができるというか、そういうことの対策にもつながると思いますので、これは特に今の予算で全てが賄えるとは思いません。担当課の建設課がそれを直接施すことはできないにしても、町全体としてこれから将来的に考えていくべき。年次計画でもいいですから、徐々に上からやっていくというような方法が取れたらいいかなという、これは提案も含めてですけれど。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さん、おはようございます。

それでは、11番、西山宗弘議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、空き家対策でございますけど、これにつきましては、過疎、高齢化に伴い、全国的に空き家は増加傾向にあります。このことは当町も例外ではなく、空き家の増加は、地域の景観や防犯、地域の活力に悪影響を及ぼすものと捉えております。

現在、町では、空き家対策といたしまして吉備中央町空き家対策協議会を組織して、空き家の把握及びそのまま放置すれば倒壊や著しく衛生上有害となるおそれがあるなど、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等の所有者への助言や指導を行うとともに、当該所有者が空き家の除却を行う場合は、空き家の除却のための補助金を交付するなどの対策を行っております。

また、空き家の利活用として所有者と利用希望者のマッチングをする空き家バンクを運営をいたしまして、空き家の片づけやリフォームに補助金を交付することで、空き家の減少に向けた対策を行なっております。

しかしながら、これらの対策も十分とは言えず、空き家の減少までに至っていないのが現状でございます。何らかのさらなる対策が必要であろうと考えます。例えば、言われたように、町が空き家を例えば直接購入をし、様々な有効活用の手段を検討しながら、これまでにない新たな施策に取り組んでいくということも一考すべきことと考えております。

次に、建物の老朽化による処分についての御質問でございますが、建物につきましては、公用または公共用に供する行政財産とそれ以外の普通財産に分類ができます。

行政財産となると、町有建物の維持管理及び処分などの方向性につきましては、令和2年度に策定をいたしました個別施設計画で定めております。

また、普通財産につきましては、これは総務課の所管となりますので、公有財産台帳を確認しながら、有効活用が図られるものであれば貸付けや競売による売却を行い、また老朽化等により活用が困難な建物につきましては、解体撤去により財産処分を行うこととしております。建物の解体撤去につきましては、当然建築廃材が発生しますので、適切な処分が必要となります。アスベストの含有や産業廃棄物処理費用等の高騰により解体処理費が高くなることも想定がされます。財政運営の中でこのような解体処分費は今後増える予定で、財政を圧迫する可能性も懸念されますが、財政状況を勘案しながら、倒壊のおそれ等がある緊急度の高いものから随時計画的に処分をしていきたいと思っております。

また、各課の連携につきましては、行政サービスを提供する上では担当課内で情報を共有することはもちろんでございますが、横断的に複数の課が関係する案件では、よりそれを密に個別ケース会議等々を開き、情報の共有化を図ることは大事なことでと考えております。それは今後も努めなければならないと思います。

ここで、そうした取組の一件ではございますが、大変うまくいった事例かと思っておりますものがございます。これは、町外に住まれている方から1通の手紙をいただきました。この手紙によりまして、これは続けるべきだなという1件がございますので、少し時間をいただきまして、このお手紙を少し紹介をさせていただきます。このお手紙のままを讀みますので、そのように御理解をお願いします。

突然のお便りで失礼いたします。過日、貴町賀陽庁舎窓口で受けた対応に何とも感動し、その旨をお伝えしたく、下手な文章でお恥ずかしいのですが、一生懸命ペンを走らせ

ました。私は、旧賀陽町出身で現在は県外に居住をしています。過日、貴町内の実家に住む父が亡くなり、その手続、各種届出をするために庁舎住民課を訪れました。その日のうちに県外の自宅に帰りたい気持ちでしたので、これから予想される手続の煩雑さに不安を覚えながらの訪問でした。ところが、いざ受付に立つと、そんな不安、心配は一気に吹き飛んでしまいました。びっくり、感激、感心、尊敬、最後には茫然自失、頭が空っぽになってしまいました。今どきこんな役所があるんだ、誰がこんなシステムをつくったんだろう。ほとんどの役所では、届出者が書類を持って各担当窓口を回ります。それがここでは逆なのです。届出者は、1つの窓口に着席しているだけ。回るのは、各担当課の方々、住民課の方の優しいフォロー、各担当課の見事な連携プレー、今までも各地の役所を訪れることは結構ありましたが、こんな対応をなさる役所は全く見たことがありません。自宅に帰って、近しい仲間たちに話しても、誰も経験なし。ええ、信じられないの連発でした。こんなシステムを発案された方、スキームを構築された方、現場で接客される方々、まるでサービス業の対応に見えて安心できました。とにかくすばらしいの言葉しかありませんでした。ふるさとを離れて50年たちます。外からこそ見える景色があります。こんなすてきなふるさとをととても誇りに思いました。入れ替わり立ち替わり窓口で対応をしていただいた各担当職員の皆さん、とても助かりました。ありがとうございました。おかげさまで、当日中に帰宅することができました。

ありがたいお手紙でした。まだまだ町がサービス提供する上で改善することは、多々ございます。ただ、このようなことを励みに今後もサービスに努めていきたいと考えております。

そして、最後になりますが、町内の河川につきましては、護岸整備が不十分なところが、また土砂が堆積をし、アシなどの雑草が繁殖し、流れを妨げている箇所が多くございます。梅雨時期の集中豪雨や台風の大雨のときなどは、護岸の崩壊が発生したり、また堆積した土砂の影響で河川内の水の流れが大変悪くなり、護岸を越流し、隣接の土地に流れ込むおそれのある危険な箇所もございます。災害を未然に防ぐ観点からも、河川の整備、しゅんせつは重要であると私も認識をしております。

宇甘川をはじめとする県管理河川については、それぞれの地域の方からの要望により、毎年、備前県民局建設部へ道路河川改修の要望とともに河川しゅんせつの要望を行い、一日も早い工事着手のお願いをしております。県におきましても、毎年予算を確保し、五、六か所のしゅんせつ工事を実施していただいております。それでも、要望箇所が多く、全

ての箇所についてしゅんせつ工事が行えていないのが今の現状でございます。毎年、県土木部や県民局に直接要望を行なっております。これは、議員、また議長等々の同行もお願いし、要望しております。一か所でも多くのしゅんせつをしていただけるよう、これからも強く要望をしていきたいと考えています。

また、町管理の河川についても、地域の要望によりまして、これは毎年2か所程度を実施しております。なかなか予算等とのこともございますが、今後も緊急度の高い箇所から随時実施をしていきたいと考えています。

町といたしましても、災害の事前対策といたしまして、道路河川を含めまして、日常の職員によるパトロールを行い、維持管理修繕や危険箇所の把握に努めているところでございます。

県においても、同様の災害を未然に防ぐという対策を引き続き行なっていただくように強く要望をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

最初の再質問ですけど、空き家対策についての新たな施策について、今町長が答弁されたように、今後は利活用を含めて頑張ってもらいたいと思います。特に地域性、要するに地域も含めてのことですので、行政だけでかかることではなしに、地域を含めてそういう相談をしながらやっていくことが大切かなという、そういう思いがしますので、この点についてはお願いいたしたいと思います。

次の町有財産の処分については、今町長が申されたように、いろいろな方面で産業廃棄物に対するいろんな諸費用、高騰している物価の値上がりによって費用がかさむこと自体はよく分かるんです。それについての出金というか、流用については別に問題はないというか、当たり前だと思うんですけど。

それを行うための設計なんですけど、その設計の費用があまりにも膨大にかかっているように私は思われます。業者によって解体に係るもの、処分に係るものという費用については納得がいくんですけど、それで必ずしも解体設計が入るわけなんで、その解体設計の料金、これはこちらが決めるんでなしに、向こうが決めるんでしょうけど、あまりにも設計の料金の変動が激しいというか、本当はもう少し安くできるものがあるんであれば、少しでも財政のことですからそういうことも努力をしてほしい。ただ単なる設計のほ

うの言い分だけでなしに、こちらの行政的な努力もしてほしいという、そういう思いがします。二転三転と設計事項が変わっていくというのも、私たちから見れば不審に思うし、なぜという気持ちがあるので、そういうこと重点的にやってもらいたい。それが、担当が総務課であろうと、何課であろうとも、含めてやってもらいたいという思いがありますので、これは質問とします。

それから、次の担当課の今町長がお便りをいただいたお褒めの言葉であったと思います。これは結構なことだし、誉れることであるけれども、それはサービスの上ではごく当たり前と言えれば当たり前のことなんですけど、それがなかなかできかねております。

情報の共有については、今度はそうやってできた部分とできなかった部分について、これから今後取り組んでいきたい。要するに、担当課がここで受付をする。例えばの例ですけど、住民課で受付をした場合に、隣の保健課、福祉課、そして2階に上がると税務課と総務があるんですけど、来庁された方は各担当課を指名されると、そこへ行かなければならない。それは当たり前のことなんですけど、そのサービスが情報の共有化によってそこで短縮できる場合があるんじゃないかなという、そういう思いがしますので、今後とも一層の努力は必要かなと、そういう思いがいたします。

それから、災害対策のしゅんせつについて、これから県のほうにもというの分かるんですけど、しゅんせつだけじゃないんです。そのしゅんせつ時に行く、道路側にしても、田んぼ側にしても、その昔の石積みであったところが崩れてる。その部分に係る費用をそのしゅんせつ工事に係る費用に併せてやると、しゅんせつの区間が短くなったりする、予算化の中で。これだけの予算ですということを県がずっと示してやってる。それが、その地域でちょうど中途に終わってしまって、残りがあとなかなかできてない。それが飛びながら飛びながらやってるから、続いていないという現状があるということ認識してほしいんです。やってることはやっているとしますけれども、その部分によって予算の組み方によって、それが完了できた状態で次に行くんでなしに、ここの部分については今回はここまでですという現場が特に多いんです。それをよく御認識を願いたいと思います。

今の言う町有財産処分についてと、それから各課、担当のさらなる共有化について、そして災害対策のしゅんせつについての質問でございますが、再質問とさせていただきます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まずは、工事の発注の仕方といいますか、経費の削減に努めなければならないというのは、どの事業においてもそうでございます。また、予算を取るときには、ある程度設計して予算を組むとか、それからある種、見積りをお願いして予算を組むということをやります。予算の執行については、一般競争入札とか指名競争入札、それから随意契約、それからせりとかというやり方がございます。それについては、それぞれの金額とか内容によってそれぞれ契約方式が変わります。例えば、随意契約でありますと、ある種、目的、工事に沿ったこういう工法があって、ここしかできないとかというような事由とか、例えば一般的にやるのが金額でございます。130万円以内であれば随意契約の要件を持ってます。それ以上については、しっかりと設計をし、一般競争入札もしくは指名競争入札という格好になりますので。できる限り、小さいものであれば、しっかりと見積りを徴して、安いところでやるという随意契約も可能と思いますが、それ以上になると、設計をし、オープンな入札にするという格好になりますので、案件、案件によってしっかりと経費削減ができるような取組をしていきたいと思っております。

それから、しゅんせつでございます。確かに同じような箇所でしゅんせつの場所があって、すぐ近くに護岸工事があるというようなところもございます。ただ、同時発注というのは、なかなか県のほうもできないということは聞いてます。ただ、なるべくそのエリアが一発で済むようにというお願いはこれからも力強くやっていこうと思っております。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

町有財産の処分について、今町長が申されたように、随契もあれば、一般競争、指名競争、いろいろあるんです。金額の場合で130万円を上限とした境目は分かるんですけど、ほんなら安い金額で随契をする場合、町内のことですから町内業者に御協力を求めることも大切なことだと。それは、その中で設計の段階なんですけれども、例えばですけど、町有のもともとの何で利用しとったか私も調べてはませんが、長いこと放置してありました。それが活用できないという形でここで解体ということになると、その設計につ

いては町の中で、町行政の中で大体の設計というか、建設とタイアップしながらでもいいですから、そういうことができれば、設計会社に全てを丸投げするような形を取らなくて、町の中で、行政の中でも努力することができるんじゃないかということが言いたいです。

結局、全部、全てのものを専門家に丸投げのような形でやらなければならないものとするのでないものとの分けはしてもらいたい。それによって経費の削減が十分できるであろうと私はそう思います。そこを努力してほしい。

大きな工事になりますと、例えば最近では、学校の改修工事等も今も行われていると思います。しかしながら、入札のときの開示されてますその文書を見ますと、必ず改修工事の名称も全部書いてあるんです。書いてあるにもかかわらず、後に補正が組まれるようなことがあったときに、この書かれてる部分についての補正が出た場合に果たしてどうなのか、設計ってどこまでをどういうふうにこちらが認識すればいいんですかということなんです。高い設計料を払って、その設計で安全な方法でよりよい改修工事、解体工事にしても全てのことが行われて当たり前だと思うんです。それがなぜ後から必ず補正を。必要なものは今物価の高騰もありますし、いろんな経費が上がってる部分で増額になる部分は分かりますけど、設計の段階でなぜ分からないかなという、そういう思いもしたりするんです。

だから、そういうことも含めて、これは今は改修工事の話ではないですから、申し訳ないですけども、同じような問題についてなんで、そういうところの経費の削減というのはやってできんことではないなという、そういう思いは私します。

それと町内業者、こういう今の御時世ですから、町内活性化のためにも、町内業者の御協力を求めるというような行政側からの一つの要望としても私はいんじゃないかなという、そういう思いが多く持たれます。それをお願いしたいと思います。これは最後に町長にまた答弁をお願いします。

それから、しゅんせつのことなんですけど、護岸工事、そりゃそうなんですけど、しゅんせつって、ほんならあるものだけ取ってしまえばいいと、取れば取るほど護岸というのは中に寄ってきますから。分かってるんです、そういうことになるというのは。だから、それも含めて、これについても設計があるのかどうかよう分かりませんが、そういうものには追加の補正が出たというのはあまり耳にしないんです。なぜそういうところには補正が組まれなくて、補正を組むべきじゃないような工事に僕は補正が組まれるのかな

という不審を抱くわけなんです。必要性のあるものに対しての費用の捻出はしっかりもらいたいし、必要がないということではないですけども、そういうところの見極めを行政側がきちっとしてほしいという、そういう思いがします。これが最後の質問です。

以上。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、2点の質問にお答えさせていただきます。

まず、解体等々について、経費削減につきまして、土木関係であれば、私もやってましたけど、軽微な分は自分で設計して、はじいて設計書をつくるということは可能でございます。ただ、建築については、なかなか専門職員もいませんので、設計までつくれる能力を有した職員がいないというのが一番大きい。このことは、当町だけでなく、県下の自治体、ほとんどそうです。実のところ、建築士を持った職員も欲しいんですけど、来てくれないというところもございます。ただ、それはそれとして、しっかりと町内の企業さん等々にもいろいろと協力願って、安い、経費削減ができる方法をいろいろと研究していきたいと思います。

そして、発注については、私は以前から言いましたとおり、町内業者というのはいってもらわないと困りますので、育成というのは大事なことを考えております。

それから、しゅんせつにつきまして、同じようなことになりましたが、基本は県事業でございますので、県がいかに予算を取ってくれるか、そのあたりでは国から県はお金をいただいてきてやっていますので、要望活動にも力を入れていかないと、県がしっかりと潤沢な予算を持ってやっていただかないと、現実のところ、しゅんせつは進みません。その辺は力を入れようと思います。

それから、町管理につきましては、言われたように必要箇所、最重要箇所がございましたら、それは補正もいとわないという気持ちでございます。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

もうこれ以上の答弁は多分聞かれないと思いますが、予算の問題ですから慎重に今やっ

てもらいたいと思いますが、その予算の結果が出てこないと意味がないですね。せっかくしていただくのに、工事についても、結果としてそれが行われた結果が大事なんですから。県とか国とかというのは、町からなかなかという、今町長もありましたが、それを一生懸命町長の努力としてやってもらいたい、県に働きかけていただきたいというのが思いです。

それから、今の言う設計について、いろいろ専門職がいる、いないという問題もあるかもしれませんが、単純に考えて、解体工事の場合は造っていくものと違って壊す分ですから、そんな僕は設計に費用が要るようにも思いません。今までのかつての例を見ると、設計費用と解体費用との比較をすると、随分設計費用のほうが高いです。そういうふうな部分についても、ちゃんと審査しながらやってもらいたい。ただ、任せてしまうという、言い方は悪いですけど、丸投げの方法はやめてほしい。これから一生懸命そういうことについては考えてやっていただきたいという、そういう思いがします。

最後には、全ての上の項目からお願いになりますが、町民の安心・安全な暮らしがいつまでも続くことを願いながら一般質問を終わります。

以上です。

○議長（難波武志君）

これで西山宗弘君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、2番、加藤が2番目に質問をさせていただきます。すみません。マスクを着用したままで質問させていただくことをお許しくさいます。

先般、10月1日現在での自治体の構成、これ全国のを確認をしてみました。これは2年間における全国、1,741自治体、市区町村、これの人口の減少率です。上位にマイナス30%台の被災地、福島県内の自治体のほか、いろいろ深い課題を持たれてる北海道内の自治体が上位にランキングをしてる。本町、吉備中央町は、減少率、マイナス3.82%で、1,741個自治体分のワースト470に入ってます。これは吉備中央町のみならず、1,741個自治体のうちの3分の2以上は減少してるという状況の中で、ずうっと減少してて、唯一、1,741個自治体の中で横ばいになって右肩上がりになっ

てくるのが、栃木県の小山市あたりから横ばいになっていくと。最下位です。最下位というのは、減少率のランキングなので、一番いい、人口が増えている自治体というのがどこだと思いますか。茨城県のつくば市です。これがプラス4.48%、プラスなんで増です、増えていると。ちなみに岡山県というのは、47都道府県の中の20番目で、年間でいうと大体1万3,000人前後ぐらいずつ減少しているというような、まず状況があります。

これを見てると、何か傾向が、見えてくるような気がしました。資料じゃなくて、ざらっと60ページにわたってこういうランキングが御承知のとおり出てるわけなんですけれども。この傾向というのが、以前からスーパーシティだったりとか、自主的にやってるスマートシティだったりとか、いろいろあります。いずれにしても、以前から自主的に課題解決策としてDX等、これに先行着手している自治体が横ばいからプラスに転じているというような形の傾向が見えてきているというふうに個人的な評価をさせてもらってます。

このことから、吉備中央町も今回の特区指定を機に特区環境を構築をして、衰退から成長へ転じた私たちのふるさと吉備中央町を次世代へ残すんだと、そういった気概を胸に、安易に評論家になることなく、全町民が自分事化をし、一丸となってまずは取り組むことが極めて大切だなと、このように改めて感じたところでございます。これを踏まえて質問に入らせていただきます。

デジタル田園都市健康特区の企業支援についてです。

デジ田国家構想は新しい資本主義の重要な柱の一つとも意義づけられておりまして、政府も革新的なビジネスを生み出すスタートアップ企業を支援するために投資額を今後5年間で10兆円規模に拡大することを目指す育成計画案をまとめております。

11月24日には、岸田総理も日本をアジア最大のスタートアップハブとするというふうに述べ、昨日、14日には、地域活性化策、デジ田総合戦略がつくられているというのが判明しております。これは、2023年から27年度の5年間の重要目標に、東京圏から地方へ移住者を年間1万人とする、地方での起業を2027年度に1,000件とする、若い世代を呼び込むためのデータ活用した少子化対策に取り組む自治体数を300とするなど、こういったものを掲げて、近く閣議決定される見込みであると。

これらを受けて、特区を受けてる本町、吉備中央町も、健康特区として吉備高原オープンイノベーション協会なども引き続き連携しつつ、革新的な成果が見込まれるなどというような医療等のスタートアップ企業に対する支援策を検討すべきではないかと思えます

が、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、2番、加藤議員の質問に答えさせていただきます。

まず、当初示された順位、これ、ますます頑張らんといけんなどというような数字だと受け止めております。また、片やそのような先進的な取組をしてる自治体はそのように上昇傾向が見えるというような、ある種資料に基づいたことを言われて、それも少し明るい何か希望があるかというような受け止めをいたしたところでございます。

議員御指摘のとおり、今後の日本や地方の経済成長のためには、ITや医療分野での革新的なスタートアップ企業が数多く生まれる環境づくりが最重要だと認識をしております。そのスタートアップ企業の支援に向け、当町では一般社団法人吉備高原オープンイノベーション協会が立ち上がり、起業を目指す方に対しまして新規事業の紹介や、またイベントや、そして事業に関連する県内の様々な会員企業との連携を図るなど、その支援体制が整っているところでございます。また、そのことから、今後もスタートアップの創出のため、イノベーション協会ともさらに連携を取り、協力していきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

政府とも連携をとりながら、もう一つ言うと、先ほど述べさせてもらったような情報をアンテナを張って早期に入手をしながら推進をしていただけたらと思います。

続きまして、優しい広報ということです。デジ田に関してです。

エンゲージメントコミュニティーとか、ちょっと私も舌をかむような、それからDXあるいはインクルーシブスクエアとか難しい用語をスローガンとかモットーとしている。誰一人残さないためにも、可能な限り日本語表記あるいは日本語で発言をしたりとか、易しい説明に徹すべきではないかというふうに思います。

例えば一例で私の主観で聞く側、相手の立場になって易しい表現とは何かと、1つ、2つ例を申し述べさせていただきますと。例えばエンゲージメントコミュニティー、エンゲージメントというのは、御存じのとおり主体的な貢献意欲、共感をするということを表

す言葉で、わくわくするということでエンゲージメント。ただ単に信頼とか約束という意味じゃなくて、この場合のエンゲージメントはわくわくするんだ、共感するんだ、わくわくしながら、そういった心理状態で測られる、そういうコミュニティー。すなわち、エンゲージメントコミュニティーとは、わくわくする共同社会なんだと、こういうふうに訳したりとか。

あるいは、もう一個例を申し述べさせていただきますと、DX。これはデジタルトランスフォーメーションの略ですけれども、デジタル技術によって社会生活のスタイルを変えることだというような訳し方をしたりとか。

こういった分かりやすい、全年齢層にどこ一つ理解が欠くことのないような共通語といいたまいませんか、理解に至る表現、この辺の工夫の余地というのをすごく感じるところでありますので、その辺の認識と今後取るべき処置、これを講じているのであれば、その辺をお尋ねいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、2番、加藤高志議員の御質問についてお答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、可能な限り分かりやすい丁寧な説明が必要であると考えておりますので、町民の皆様への説明に当たっては、聞き慣れない片仮名や英語等の用語を極力使わずに、分かりやすく丁寧な説明を心がけていきたいと思っております。

また、今年度中に完成するデジタル田園都市国家構想推進交付金事業によるPR動画、それから町広報紙などにおいても、デジタル用語の解説を加えるなどの工夫をして分かりやすい説明に努めてまいりたいと思っております。先ほど、議員さんのほうから御提案もいただきました内容等も参考にさせていただきながら、町民の方に分かりやすい丁寧な説明に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

よろしく申し上げます。余談なんですけれども、付言をさせていただきます。DXとい

うのは、デジタルトランスフォーメーションを略したスペルだというふうになってるんですけども、近所でかなり御高齢の方で教育関係に携わってた方で、以前、DXというのは、普通だったらデジタルトランスフォーメーションでDTと略すんじゃないのかなと思いがちで、その方はDXになっているのを、そのXが何ゆえにXなのかというのを、中学生のときに元素記号なんかを勉強したかと思うんですけど、そのときに、例えば窒素であればN、窒素酸化物であればNOというふうになるんですけども、酸化物、要は酸素のほうが続いて化しているか分からないときにNO_xというふうに略す。どういうふうにデジタルが交差していくかというのが成果が不明な部分があるから、Xになってるといふふうに解釈をされている方もいる。言うまでもなく、この場合のXというのは、英語圏で交差するとかということXというふうに言ってたんでXになった。その辺の何ゆえにこの文字が使われてるかということまで、そう手間はかからないと思うので、易しい広報ということで、理解につながる広報ということで考慮していただけたらなど、このように思います。

次に、農地保全、これは荒廃地対策です。

先般、吉川の農事組合、大明神組合が農水大臣及び岡山県知事より農業の経営近代化表彰を受賞されました。評価された取組等については、講演を依頼をして、町内の農業を営んでる方々の経営の近代化、これの底上げを図るべきじゃないのかなというふうに思います。

また、従事者の高齢化及び継承者不足によって荒廃をした農地を保全するために、同組合が提唱する畜産農家との連携による荒廃地への放牧、これを実証して循環型農地保全、これの取組を検討できないか。いかがでしょうか。認識を尋ねます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、2番、加藤高志議員の御質問にお答えいたします。

まず、先進的な農業経営及び技術で農業の発展に取り組んでいる団体の講演会の開催の検討についてお答えいたします。

町では、過疎化及び高齢化に伴う農業の担い手不足が深刻化する中で、その解決策の一つとして地域農業の推進、維持発展に取り組む集落営農組織を推進しています。議員が御

紹介された吉川にあります農事組合法人大明神組合につきましては、餅の製造販売や和牛放牧による農地管理の効率化に取り組むことで、安定した収益の確保や雇用機会の創出により地域の活性化及び農地の荒廃防止に貢献していることが評価され、今回、岡山県農林漁業近代化表彰及び農林水産大臣表彰を受賞されました。

同組合の活動については、地域農業の維持発展だけに止まらず、6次産業化や農業経営の多角化及び高度化により安定した収入を確保することで地域で雇用を創出するなど、町内の集落組織の中でもその取組は秀逸であり、他の組織の模範となるモデルケースであることから、令和4年1月に同法人を講師として交流会を企画いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりやむを得ず中止させていただきましたので、今回の受賞を受けて、改めて同様の交流会及び研修会を岡山県と共同で開催したいと考えております。

次に、和牛放牧による農地の荒廃防止の取組の推進についてお答えいたします。

農業経営の維持または拡大によって農作業軽減化は必須の課題となっており、和牛放牧は農地の管理作業の軽減化が期待される取組の一つと捉えております。御紹介された同組合では、山際で草刈り等の管理作業の負担が大きい農地に和牛を放牧することで作業負担の軽減を図るとともに、荒廃農地の発生防止につながっております。

また、放牧している和牛で生まれた子牛を販売することで収益を上げ、同組合の農業経営の安定に取り組んでおられます。

確かに和牛放牧は荒廃農地の発生防止及び農業所得の確保につながることは間違いないのですが、和牛放牧を行うには和牛の種つけや体調管理など飼育に関する知識や技術が必要であり、健全な和牛放牧を行うには畜産農家との連携が必須であると考えられます。

また、集落や家屋の近くで放牧した場合、悪臭の発生など畜産環境問題に発展するリスクもあるため、畜産農家と連携することができ、放牧地の選定に当たっては地域住民の合意形成が図れるとともに、地域住民と一体で放牧を行うことができる組織が望ましいと考えているため、慎重に推進していきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

承知しました。何事もそうですけども、こっちを立てれば何か立たないと、これは道理であります、常なことなので。要は、白紙的に考えて有効ではあるかと思えます。ただ

単に荒廢地を減少させて、使っていない田畑を整備していくということのみならず、当然放牧してる母親牛、もう既に種づけをされたといひましようか、母体、母親牛の成長も促すし、体内の子牛も成長を促す。あるいは雑草を食べるということで、獣害、野生の動物たちというのは、縄張という形で整備をされて見通し線上に何も無いところというのは野性が働いて当然入りにくくなる傾向があろうかと思ひます。そういった観点で、整備をしてあれば、除草をしてあれば、いわゆる人間のエリアがそれだけ奥行きが深まっている、言い換えると獣害、要は野生の動物がこちら側に迫っていくボーダーというか、境界線というのが手前に来るわけです、草ぼうぼうであれば。そういったメリットがある。それと異臭であるとか、鳴き声がうるさいだとかというデメリットとよくてんびんにかけて。ただ単に放牧をするということじゃなくて、ここで放牧した場合にはどういふメリット、デメリットがあるのかと、ケース・バイ・ケースでの地域によるローカライズというか、地域に落とし込む際の修正を図りながら、それでもやるには至らないのか、やるべきなのか、そういったフィルターのかけ方をして、引き続き検討していただけたらなど。要は、農地5反に対して種づけ後の牛1頭で今言ってる保全が可能だと。それから、先ほどと重複しますけども、牛の成長につながります。

それから、1日に2回程度の見回りで結構だということでしたので、ひきこもりされている高齢者の方、もし1日2回見回るといふか様子を見るのが、高齢者の方であれば、引きこもっておられる方々が散歩に行くといふ、外に出るといふような方向にもつながっていくのかなど。冗談じゃなく、何かあった話らしいんですけど、今までやることがなかったのでおうちにおられた高齢の女性の方が、放牧をしたことで1日2回から3回出ることが楽しみになって、ふと見たら牛さんとお話をしてたとか、そういったようなほほ笑ましい状況なんかも確認をしておるといふようなこともおっしゃってありました。

そういったところで、ケース・バイ・ケースあろうかと思ひますけども、かみ合うところには有効ですといふフィルターをかけて引き続き検討していただけたらなといふふうに思ひます。

一点だけ、これは質問ではありませんので、農林課のほうに付言をさせていただきたいんですが。財産区なんかで以前はマツタケが結構取れた、物すごく取れていたと、資金的な資源にもなっていたと、観光資源にもなっていたといふことをよくお伺ひします。今こいう現状で、なかなかほとんどマツタケも生えてこない、収穫できないような状況になっている。今の現状がどうこいうんじゃなくて、管理を財産区のほうに任せているので、

行政所掌担当課というのは関係ないんだということじゃなくて、こうなるまでにいろんな時間的なスパンがあったと思うんです。何か監督する立場として手だてができなかったのか、あるいは足りたのか足りなかったのかというところも、振り返りにはなるかも分かりませんが、今後につなげるという趣旨で少し思い起こしていただければというふうに思います。

次に、学校再編、アフタースクールについてです。

小・中学校で、現在プロスポーツクラブとの連携が始まっている状況ですけれども、これは小学校再編後のアフタースクールを想定した取組なのか、あるいはまた現時点でのアフタースクールの構想あるいは方針はいかがなものか、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

2番、加藤高志議員の御質問にお答えいたします。

アフタースクールの実施に向けては、現在、統合準備委員会の専門部会で協議を行なっております。

まず、アフタースクールは、放課後の学びの場、得意分野を発見できる気づきの場であること、プログラムについてはスポーツ活動、物づくり活動、文化芸術活動、国際教育活動の4つの柱を現段階ではお示したところでございます。

具体的な内容については今後協議してまいります。その中で議員御指摘のプロスポーツクラブとの連携は、10月15日には岡山リベッツの監督を中学校に招き、卓球部の指導などを行なっていただきました。また、11月24日にはファジアーノ岡山のコーチを津賀小学校に招き、統合する津賀小学校、御北小学校、円城小学校の5・6年生合同授業の場でサッカー指導を行なっていただきました。どちらの場合も、プロの技術を目の当たりにした活動の中でスポーツの楽しさや喜びを味わうことができ、素晴らしい体験となったと感じております。

今後は、統合後のアフタースクールでの活動も視野に入れ、プロスポーツクラブとの連携を図ってまいりたいと考えております。

子供たちが自らやってみたいなと思える、先ほども議員お話のありましたわくわくするような小さな夢を自分の中に見つけることができるよう、可能な限り多様な経験ができ、

様々な魅力あふれる人たちと出会えるような機会を設けられるように学校現場と連携してよりよいプログラムの計画や体制となるよう考えてまいります。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

承知しました。今、教育長がおっしゃったとおり、わくわくするというの是一個のキーワードになろうかと思えます。振り返ると、魅力を考える会あたりのときに、世界一の吉備中央町学を目指すんだと。アフタースクールも世界一の吉備中央町を構成する大切な一つのアイテムだというふうに、これは共通認識だと思えます。そういった子供たちに夢をというか、ひょっとしたら僕もオリンピックを目指せるかもと、私もバレーボールのプロリーグで活躍できるかも、こういった光がその延長線上に見え隠れするような、そういった吉備中央町学の中の一つの大切なアイテムに全力をもってなし得るような、そういった構築を引き続きやっていただけたらなと。

1点付け加えますと、アフタースクール、これをこれから組み立てていく、それ以外にもそうなんですけれども、そこにいま一度、全国の公立小・中学校の通学学級、これは文科省からついこの間発表がありました、通学学級に発達障害の可能性のある児童・生徒が8.8%いると。これがすごく胸が痛いのが、低学年ほど高い、その率が、こういった傾向というデータが出てるといふふうにお聞きになっていると思えます。このあたりを今構築している中にこういった根底にある配慮、考慮しなきゃならないというこの部分をどうか盛り込みながら、本来の統廃合の推進、併せてアフタースクールのこと、こういったボトムがあるんだと。この子供たちはどう対応するのかと、言ってみればそういうことが完結しているような、最終的には、そういった推進に心がけるように引き続き考慮していただけたらと思えます。よろしく願いいたします。

続きまして、町の国際化、内容としては在留環境の整備ということについて質問させていただきます。

既に町内におられる在留外国人及びこれから何がしのきっかけで新規在留される外国人の方々の受入れ環境の向上を図るために、引き続き岡山県の国際団体協議会と連携の下に吉備中央町国際化推進協会の活動がさらに充実するよう、法務省のほうで支援をしている、これは出入国在留管理庁のほうで支援している環境交付金とか、あるいは指導をいただきながら一元的な相談窓口、要はワンストップになるような、一元的な相談窓口を設置

をして、真に多文化共生可能な在留環境を目指して吉備中央町の国際化を図るべきではないかというふうに思いますが、その辺の認識はいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、加藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

在留外国人のための一元的相談窓口は、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談対応を多言語で行う相談窓口となっております。町内在住または在住を希望する外国人の方に対して生活に係る様々な疑問や悩みに対応するために必要な窓口であろうということは、認識をしております。

ただ、相談窓口の設置につきましては、外国語対応ができる職員の配置、専門的な知識を持った職員、また必要であれば、外部委託等での対応も考える必要があるため、現在の体制では少し難しいかなとは考えております。しかしながら、今後デジタル田園健康特区事業ですとか、イノベーションヒルズ事業等などの発展において、町内に在住を希望する外国人の方が増える可能性は十分でございます。

他の自治体の事例を見ますと、例えば倉敷市などは外国人相談窓口を設けられておりますが、国の補助制度などを活用し、高梁川流域連携中枢都市圏の自治体と連携して取り組んでおられます。このような事例も見られます。このように、近隣自治体、また岡山都市圏連携など、他の自治体と連携しての取組なども含め、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

今、課長のほうから答弁いただきましたが、なかなか難しいということは分かります。しかしながら、通訳者がいないからとかということです。これは御存じだと思っておりますけれども、外国人在留支援センターのフレスクのほうで多言語マシンという通訳機を無償で提供するという支援施策もやっておりますので、もし人がいない、難しいのであれば、そういった機器を使って対応していくということも可能なんです。物の部分で頓挫しているの

であれば、そういうこともあるということで改めて検討をお願いします。

課長が最後おっしゃったように、何よりも大切なのは、今特区の指定を受けてる、それからおっしゃったとおりイノベーションヒルズ、この事業が進捗した場合、こういった将来を見通したときに、デジ田特区、イコール、全く国際化ができてない、これはアンバランスだと思うんです。要は先を見据えてどうあるべきかという観点で今何を準備すべきか、こういう順序で、思考過程で準備を進めていくという考え方というのも極めて大切なんじゃないのかなと。言い換えると、今現在、町内在留の数が100人とか200人程度のうちに、増えたときに対応可能なような準備を今すべきだと、このように思いますので、再検討のほうをお願いをいたします。

最後に、これは質問じゃありません。結論的に終わりにということですけども。

お隣の鳥取県智頭町などでは、地方創生を分散型自立組織、DAO、これで行う内閣府の広域連携SDGsのモデル事業としてこのDAOに、さっき横文字をとということをやったんで、分散型自立組織でもって自走に着手をしております。

一方で、ほかを見渡してみると、新潟県の旧山古志村、現長岡市内の地区です。村の特産である錦ゴイをデジタルアート作品として地域の権利証明書、NFTです、権利証明書を電子住民票として発行してる。これ、世界で初めて販売したところ、半年間で実際には現実の住民が811人という人口の地域だったんですけども、それを上回る965人のデジタル村民が発生をしたと、こういう科学現象が起きているわけです。

これがいいとかという、決してそういう紹介の趣旨ではなくて、今まさに根深い課題の解決に向かってデジ田健康特区の指定を受けて、これからいい意味でのターニングポイントとして出発するこの時期だからこそ、その予備手段あるいは附帯的な何かいい手段、こういうものを総合的に組み合わせられるものについては組み合わせて、よりいいものに構築をしていく、相乗の効果をより高めていく、こういうような視点で研究に着手するというのは有意義なんじゃないのかなということ提言をさせていただきたいなと思ひまして、今お話を最後にさせていただきました。要は、吉備中央町でもデジタル町民証となるNFT、権利証、住民票みたいなものです。それ以外にも何かの権利ということですよ。

本町の例えば魅力的なコンテンツを体験できる権利を含む環境系NFTが購入できるようなプラットフォームを作成したりとか、あるいはそういったことを健康特区の2市と連携しつつ、デジタル町民という関係人口を増やしたらどうかと、この辺を余暇を使って研究検討していただきたいなというふうに思います。

まとめとして、デジ田健康特区の指定を受けたというのは、何度も言ってるように、千載一遇の創生のチャンスだと。このチャンスを生かして、町民を守る上で、あるいは吉備中央町を守る上で禁物なのは停滞と停止です。必須なのが挑戦と前進です。緩急軽重を考慮しつつ、引き続き特区構築への取組を切にお願いをして、私、加藤の質問を終了いたします。

○議長（難波武志君）

これで加藤高志君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより10時55分まで休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次、発言を許します。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

6番、河上真智子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問を行います。

質問に入る前に、少しお話をさせていただきます。

師走に入り、本来の冬らしい気温が続き、寒くなってまいりました。特に今朝は粉雪も舞って寒い日です。これからは、気温差によるヒートショックを一番心配しております。これは高齢者の方だけだと皆さん思っているようですが、実際には高校生でも死亡例があるように、誰にでも起こることなので特に注意をしていただきたいと思います。お話をさせていただきます。

ヒートショックの死者数は、交通事故の死者数の2.7倍という統計もあるぐらいなので、これからはお部屋から外に出て急に寒くなることから、お風呂に入られる前後、お布団から出たとき、いろんなときに自分の体が気温差でびっくりしないように暖かくして、また部屋の温度、高騰した電気代とか灯油代も気にはなるんですが、自分のためだと思ってお部屋のほうの温度調節よろしくお願ひしたいと思います。どうかこの冬、健康に過ごしていただきたい、それが一番の願ひです。

では、質問のほうに移りたいと思います。

今回の質問は、鳥獣対策について、学校教育における性教育について、介護、看護人材の育成についての3点です。

まず初めに、鳥獣対策についてお尋ねします。

今、誰かと会えば、まるで挨拶代わりであるかのように、イノシシが畑を荒らしたとか、猿が出たとか、ハクビシンにブドウを食べられたなどの話になるように、町内での獣害は全く増えるばかりです。我が家のすぐ前にある畑でも、朝起きて見ると、まるでトラクターで耕したかのようになっていることがあってびっくりしました。緩衝帯を設けるための草刈りも、過疎化や高齢化に加えて、耕作放棄地の増加で追いつかず、柵などで幾ら対策をしてみても、まさに獣との知恵比べ状態になっています。被害を減らすために、獣のほうにとっては迷惑なんでしょうけど、駆除も必要となっています。

現在、町内の猟友会員の数は167名、うち猟銃所有者が89名、わなのみの方が78名です。わな免許は比較的若い世代の方も多いようですが、猟銃のほうは年々高齢化が進む一方で新規の若者の加入者が増えないため、会員の平均年齢が上がっています。以前のような猟犬を連れての山歩きは次第に負担となり、若い世代は本来の仕事が優先となるため、主に活動ができるのが休日に限るのが現状のようです。

そのような中でも、日々何か所にも仕掛けてあるくくりわなを見回ったり、重い箱わなを移動し、何度も何度も餌を置きに行かれる害獣駆除の活動をしてくださっている方々には感謝を致すばかりです。

このたび、国のデジタル田園都市国家構想交付金における鳥獣対策DXを活用し、長距離無線捕獲パトロールシステム、ほかパトが導入されました。手間とコストがかかる見回りの負担を軽減でき、止め刺しの準備をした上で出かけられるため、時間の無駄を省く利点もあり、今後に向けて大いに期待が持てるシステムだと思います。そこで、お尋ねをします。

先日、大平山で親機のほうを見てきましたが、思いのほかコンパクトで驚きました。現在、親機は賀陽エリアに2台、加茂川エリアに4台が配備されています。複数の親機、子機で相互に接続できるため、カバーできるエリアは広いと伺っていますが、この6台でカバーできる範囲は町全域の何%くらいでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、6番、河上真智子議員の御質問にお答えいたします。

設計に当たりまして事前にシミュレーションを行い、全町をカバーできるように配置してございます。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

全町ということで、大変心強く思います。

では、ほかパトのホームページを見ると、ランニングコストは親機のみが必要で、子機は不要となっています。昨年度、初年度の年間の費用は、親機、子機の本体価格を含め、どの程度になるでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、ランニングコストといたしましては、まず親機導入に当たって1台当たり30万円、子機については約5万円で購入をしております。

ランニングコストにつきましては、ほかパト親機の通信費用といたしまして1台当たり年間2万4,000円程度、合計6台で14万4,000円となっております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

では、子機からは、わなが作動した信号がわなを設置してる方のスマホのほうにメールで届くそうですが、メールであれば比較的使用コストは安価では済むと思いますが、利用者の通信費の負担額は年間どれぐらいになるでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

利用者の負担につきましては、子機の関係でいいますと、子機については単3電池で動いていますので、その電池の交換を年1回程度、頻度によって若干変わってきますが、そういった経費がかかります。

スマートフォンやパソコン等で位置情報を見る場合には通信費が発生しますが、こちらについては、御自身が通常使用している通信料以外には基本的には発生しないようになっております。受信についてはメールが1本届くだけですので、さほどの経費は発生しないと思っております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

負担のほうも少なくして利用頻度が上がれば、便利な機材だと思います。

では、子機50台が今年間利用の方に貸与となっていますが、来年度からの対応はどのようになる予定でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

現在、有害捕獲許可者対しての希望者に対してほかパトのほうは貸与しておりますが、来年度以降につきましては、実働実績を見ながら、次年度以降でどのようにしていくかということを検討していきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

今回の交付金は本年度のみとなっていますが、来年度以降、実際に使ってみて有用性を確認した場合、さらに子機の台数を増やしたいと希望された場合とか、また新たにうわさを聞いてほかパトはいいなといって新たに導入を考えられている方、そういう方に対しての対応はどのようにされる予定でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

この鳥獣DXについては本年度のみの交付金ではありますが、現在使用していただいている方からの利便性等を調査し、その有効性に応じて今後増やすように検討しております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

このシステムが役に立って皆さんの負担軽減になり、鳥獣害対策に大いに活躍していただくことを願います。

では次に、赤外線サーモセンサーカメラを搭載したドローンの運用についてお尋ねしていきたいと思います。

11月中旬に、旧竹荘中学校グラウンドでドローン操縦のライセンスを取得された猟友会の方々が、実地訓練をされていました。この日は晴天で気温も高く、明るい日差しの中でしたが、モニターに映し出される映像は人の形や動きもはっきりと分かるほど、想像以上に鮮明でした。これなら山の中に潜んでいるイノシシや鹿にも有効ではないかと、大いに期待を抱かせてもらいました。そこで、お尋ねします。

赤外線サーモカメラ搭載ドローン2台、練習機2台を導入し、現在操縦訓練を行なっておられます。現在、管理は農林課で行われていますが、その後は赤外線サーモカメラ搭載ドローンは賀陽、加茂川エリアに1台ずつが配備されると伺っております。配備後の管理はどのようにされるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

実用化が始まった後につきましても、基本的には農林課で保管管理を行い、ドローン操縦資格者、ライセンスを持った方、団体に対して条件を付して貸与する予定にしております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

では、ドローンですので、万が一墜落事故が起こった場合には、どのように回収をされるのでしょうか。このドローンは結構大きいタイプだったのですが、山の中で探すのは困難かもしれません。GPSとかを使って搜索をされる予定なんではないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

議員が申されましたようにGPSが搭載されておりますので、こちらの情報で手元に操作機がありますので、墜落した場所はモニターで位置情報が分かっておりますので、それを頼りに山の中を探すということになります。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ドローンの飛行高度の制限は、今立っている位置から150メートル未満と伺っています。申請によってはさらに高度は上げられるそうですが、山の形状によっては山道や上空が開けている場所に立ち入ってまで飛ばす必要があるかもしれません。墜落事故でのバッテリー発火による火災発生や木々に引っかかったままの放置などのリスクを防ぐため、航空法で地主の許可が必要とされているそうですが、今回の運用に関してはどのように対応されるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

現在、猟友会の中から18名の方にドローンの操縦資格者IDを取得していただいております。資格取得に際しましては、国土交通省航空局の無人航空飛行マニュアルに従い、法令に遵守して飛行していただくようにしております。

また、国土交通省への許可承認手続が必要な飛行となりますので、ドローンの飛行承認手続については現在行なっておるところでございます。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ドローンでイノシシや鹿を発見し、猟犬を使って追い出し、待ち構えているハンターが仕留める、これは従来の山歩きをしながらの方法よりはかなり負担が軽減されると思います。そして、誤射による事故のリスクも減ると思います。しかし、勢子になる方や猟犬を連れた方は山の中をかなり歩かねばなりません。センサードローンを投入したのならば、この際ハンティングドローンと言われる追い払いドローンも併せて導入してはいかがでしょうか。このドローンは、ドローンにスピーカーをつけて犬の鳴き声を出して、ハンターが待ち構えている方向へと獲物を追い出していくものです。既に複数の自治体で導入され、高齢化しているハンターの負担軽減に効果を上げているそうです。我が町でも導入のほうはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

当初、ハンティングドローンにつきましても導入を検討しておりましたが、ドローンの機体が大きくなれば搭載できるということでもありますので、持ち運びが大変だということを知っており、現在導入しているドローンとなりました。

しかしながら、ドローンの飛行に際しましては羽音が大きいということで、これはイノシシの嫌う高周波あたりの音が出るということで、そういった飛行で低空飛行にし、それで追い払いの効果が出るようにも聞いておりますので、これからの運用でそういったことも実証していきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

では、役場職員の狩猟免許の取得やドローン操縦の受講についてお尋ねします。

先日、猟友会の方々とお話する中で、若い世代は仕事をしているから平日の出動は難しい、職員も猟銃免許を取って役場に猟銃を保管しておけば、至急対策が必要なときにすぐ出動ができるのではないかというお話が出ました。猟銃免許を持った方なので、これは半分本音で半分冗談だとは思いますが。

さすがに猟、銃の保管規則上、役場での保管は無理です。しかし、わな免許やドローン

の操縦であれば、取得は可能です。例えばわな免許を取得して、先輩猟師の指導の下、実際に自らがわなを仕掛け、止め刺しや解体までを体験してみることは、猟の実際を知り、問題点の把握や解決についてのヒントを得ることができるのではないのでしょうか。

また、ドローンの操縦についてですが、今回導入したドローンは交付金の関係上、用途が限定されてはいますが、将来的にはドローンは多用途に生かすことができると考えます。例えば、農林課であれば、イノシシや鹿、猿などの生息調査や分布マップの作成、以前のように各所で熊が出没した場合には追跡もでき、住民の安心の確保にもつながります。その上、現在は業務委託をしている耕作放棄地確認の現地空撮の経費節約、イモチ病など農作物の被害発生時の被害範囲の調査など、用途は広がります。農林課以外でも、自然災害後の被害調査あるいは林野火災の状況確認や行方不明者の捜索活動など、多用途に活用できると思います。いかがでしょうか。職員のライセンス取得についての考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

狩猟免許取得については、職員にも免許の取得を促していきたいと思いますが、担当者の取得としましては、当人の得手、不得手があると思ひ、難しい状況です。しかしながら、議員が申されましたとおり、問題点を把握することは当然必要だと思われます。これにつきましては、猟友会の方とコミュニケーションを取りながら問題点について把握し、業務に生かすよういたします。

ドローンにつきましては、ドローン操縦ライセンスを農林課職員も3名が取得しております。ドローンを使った多様な調査活動など幅広い利用発展につながる可能性については、今後検討していくよう考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

様々なデジタル技術の導入によって害虫駆除に携わる方々の負担軽減を図るとともに、さらなる農作物への獣害対策がより効果を上げていくようにと願っております。

あわせて、先般の航空法の改正により、有人地帯の目視外飛行が可能になったため、職

員が操縦のスキルを身につけておくことで不意の災害発生時にも孤立した地域への物資の発送や医薬品の運搬など、様々な用途の広がりが考えられます。今後とも検討をお願いいたしたいと思えます。

では、テーマを変えて、学校教育における性教育についてお尋ねしていきます。

先般、ある女性団体の会合で参加されていた看護師、助産師の方々の発言を聞いて衝撃を受けました。コロナ禍で望まない妊娠がとても増えているそうです。社会人、大学生はもとより、中学生や高校生が妊娠し、しかも知識がないため、自分が妊娠していることに気づかずにいるケースも増えているということです。中絶手術が可能なのは妊娠21週と6日まで、これ以降は母体保護法という法律により禁止されています。まだ未成熟で生理周期が不安定な中高生では、たとえ生理が止まっても気に止めない可能性があり、気づいたときには既に時期を失っており、出産するしかないケースもあるようです。

これは都市部での出来事で他人事だと捉えがちですが、しかしよく考えてみていただきたい。我が町の子供たちは、高校や大学の進学のため、就職のため、そういう理由で都市部に出ていきます。そして、一人暮らしをする子が多くなります。望まぬ妊娠をしたのが我が子であり、我が孫だったらどうでしょうか。また、そうさせた男の子も同様です。恋愛感情は人として自然なことですが、結果を考えるだけの自制心と知識は必要不可欠です。そこで大切なのが、正しい性知識の獲得です。興味本位ではなく、また隠さなければならぬものと捉えない、オープンで明るく、しかも真摯な性教育の必要があります。そこで、お尋ねします。

現在の小学校、中学校での性教育は、どのようなやり方、内容で行われているのでしょうか。初潮年齢が早くなっているのですが、小学校での取組は何年生からでしょうか。そして、それは妥当なのでしょうか。また、昨年、愛育委員の活動で中学校を訪問した際、性教育について聞きたいと言いましたら、家庭科教員が担当と言われました。少し意外な感じがしました。こちらのほうで担当はどのようにされているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

6番、河上真智子議員の御質問にお答えいたします。

学校での性教育については、各校で作成された年間指導計画に基づいて体育、保健体育

のみならず、道徳、特別活動など学校教育全般を通じて取り組まれておりまして、担任を中心に養護教諭等の教職員と連携をしながら指導を行なっております。

また、中学校においては、保護者にも参加を呼びかけ、性教育講演会を毎年実施をし、助産師で悩み相談をされている方や婦人科医師で性に関する心配、不安の解消に努めておられる方などを講師として現状を具体的にお話をさせていただく機会を設けております。

性教育の内容については、学習指導要領に基づいて実施され、児童・生徒の発達段階を踏まえて指導を行うことが重要とされており、体の成長や性感染症等の知識については保健体育で扱い、性に関する倫理的な面や人間関係の重要性については道徳や特別活動で指導されております。

子供たちの性の低年齢化というふうなことについてでございますが、先ほども申しましたように、発達段階に応じて教育をしていくという流れの中で子供たちの低年齢化は教職員は認識をしており、小学校では5・6年生で性教育を扱ってはおりますが、現在各小学校に確認をいたしましたところ、3・4年生でも特別活動あるいは学級活動、あるいは話し合い活動、そういったところで取り上げて現状に合わせた指導を行なっているというふう聞いております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

年齢に合わせてしてくださっているということ聞いて、安心しました。マニュアルどおりだと追いついてない部分があるのではないかと心配しておりましたが、それに合わせて臨機応変にさせていただいてる、ありがたいと思います。

では、その内容に対して子供たちの反応や理解の程度はどのようでしょうか。どのように教育委員会として感じておられるのかをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

子供たちの反応と理解の程度はどうだろうかというお話でございますが、授業を受けた子供たちは、身近な内容であるということでもありますので、真剣に教師の話に耳を傾け、自分たちの体のことや命の大切さ、こういったことについて学びを深める、そういった状

況でございます。そして、自分や他者を尊重し、相手を思いやる心の醸成をしつつあるというふうに感じております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

では、生理についてお尋ねしたいと思うんですが、女の子の中には生理を恥ずかしいことと捉えている子がいるようです。また、それをからかう子もいるようです。生理用品をトイレに持ってく際、小さなポーチに入れると目立つから嫌だという声を聞いたことがあります。なぜでしょうか。本来は当たり前のことであるのに、なぜ隠さなければならないのでしょうか。これを聞いたときに、やはり時代が変わっても性教育の中身が変わっていないのではないかと思いましたが、これに対してはいかがお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。時代に伴った内容や取組の改善、意識改革はどうかというような御質問だったと思いますが。

ある小学校では、参観日に性教育の事業を実施していくことで、保護者と共に学習し、家庭でも性について日常の生活の中で話題に上げてもらうよう協力を依頼し、そして家庭と連携しながら子供たちの学びが深まるように工夫している学校もあるというふうに聞いております。

また、時代の変化に対応した学習内容については、例えば性犯罪から身を守る学習では、インターネットを介した犯罪に巻き込まれないように注意喚起を促す内容を盛り込むなどし、工夫しながら指導をしているところでございます。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

御家庭での話合い、身近な方から聞く言葉こそ心に染み入るもので、全家庭で行なっていただきたい、全学校でも取り組んでいただきたい、それをお願いしたいと思います。

そして、性教育のほうですが、ある学校では男子生徒に生理用品を手にとってもらいながら生理について学ばせているそうです。なぜなら、女性の体や生理のことをきちんと知

っておくことは、将来自分が生きていくため、ジェンダーフリーの時代に生きていくための前提条件となるそうです。私がこうしてここで生理とか性教育についてお話しするのも、一昔前では絶対あり得ないことだったのではないのでしょうか。今は、もうそれだけ時代は前に進んでいます。

今、教育長が言われたように、インターネット犯罪から身を守る方法、これ、大事なことでと思っています。こういう知識をしっかりと教えること、これから大事なことです。でも、逆に言えば、この世代の子供たちはSNSを介した情報のほうが紙媒体より、より心に入ってくるというのも現実です。ですので、パンフレットを配るのもよいかもしれません。しかし、SNSを使って呼びかけていくこと、そして教育講演会なども今でしたらZoomとかを利用して性教育のシンポジウム、そういうものもありますので、そういうことがあれば子供さんたちに情報を流して見せていただけてあげたいと思います。

そして、この機会を利用して一言お願いしたいんですが、女性トイレ、学校だけにかかわらず、公共トイレにも生理用のナプキンを設置していただきたいと思います。男性にはあまりせっぱ詰まった感じは分からないと思いますが、今、全国的に潮流がこういうふうになっていっていると思います。男性の方は、考えてみていただきたいんですが、自分がおなかが痛くなって慌ててトイレに駆け込んだ、やれやれと思って一息ついてふと見るとトイレットペーパーがなかった、どうしましょう。町長、どうしましょう。そういうことなんです。女性にとっては、トイレットペーパーも生理用ナプキンも同じことなんです。全学校、そして公共施設に設置していただきたい。

そして、もう一つ言えば、男性トイレです。今では尿取りパッドとか紙パンツを利用される方もいらっしゃいます。年齢にかかわらず、病気によってそういうことが必要な方も大勢おられます。汚物入れ、大した費用はかかりません。設置していただきたい。そういう優しい心遣いのある町であってほしい、そう願います。

では、次の質問に移ります。

性教育の中で性感染症の知識を習得することも、これまた重要なことです。報道などでも度々取り上げられているんですけど、ここ数年、梅毒の感染症が目立っています。残念なことに、我が岡山県ではその傾向は顕著です。

性感染症の中には、感染していても気づかず、不妊の原因になってしまうものや深刻な後遺症が残るものがあります。しかし、ワクチンで予防できるものがあります。それは、マザーキラーと言われて、年間3,000人も方が亡くなっている子宮頸がんを予防する

ワクチン、HPVワクチンです。昨年の12月議会でも質問しましたが、保健課からは啓発のための情報提供に努めること、教育長からはがん教育や性教育の一環としての知識の普及に努め、保護者にも性教育講演会を聴講する機会を設けているとの返答をいただきました。

1年たちましたが、取組の成果は少しずつでも上がってきているのでしょうか。現時点でのHPVワクチンの接種状況についてお尋ねします。また、児童・生徒、保護者への理解は進んでいるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

河上議員の御質問にお答えいたします。

現時点での子宮頸がんワクチンの接種状況でございますが、今年度、接種者が延べ42人、昨年度、接種者が延べ31人でございます。接種対象者が約230人でありますので、まだまだ接種が進んでいないのが現状でございます。

接種の勧奨につきましては、年度当初に個別で通知を行い、接種の御案内と子宮頸がんワクチンについてのリーフレットをお配りしております。また、1月には未接種の方へ再度お知らせをさせていただき予定としております。今後も個別通知を中心としながら子宮頸がんワクチンについての理解を深めていただき、接種を受けていただけるよう接種勧奨に努めてまいります。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

性感染症に関する指導については、中学校の教科保健体育における感染症の学習や先ほどもお話のありました講演会の中で触れられておりまして、生涯を通じて健康の保持増進に主体的に取り組む態度を身につけるよう指導をしておるところでございます。

子宮頸がんワクチン予防接種につきましては、他の定期接種のワクチンと同様に国の動向を注視し、医療機関や保健行政等と連携をいたしまして、情報提供をしっかりと行なってまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ワクチンの理解がもう少し進んで、接種者が増えることを心より願っております。そして、キャッチアップ接種の方も接種のほうを検討していただきたい。よろしく願いしたいと思います。

自分の体を大切にすると同時に、相手の体も大事にしていく、そういう優しい心、そういう心を育むための性教育だと思います。今後ともしっかりとした教育のほうをお願いしたいと思います。

それでは、また話題のほうを変えまして、最後の質問、看護、介護人材の育成についてお尋ねしていきます。

3月議会では、高齢者人口の増加に対応する包括支援体制の充実についてお尋ねをしました。その中で、町長からは、在宅を主とした方針は基本目標である、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの方針に変わりはないとの力強い言葉をいただきました。

そこで、自宅で暮らし続けながら必要なサービスが受けられる小規模多機能型介護施設の増設をお願いしました。担当課長からは、今年度実施する生活圏域ニーズ調査の分析結果を踏まえ、介護サービス事業者と介護人材確保や、増設についての意見交換をしたいとの答弁をいただきました。

では、アンケート調査のほうはもう実施されたでしょうか。また、実施済みでしたら、その結果はどうだったでしょうか。お聞かせください。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

6番、河上真智子議員の御質問にお答えいたします。

生活圏域ニーズ調査は、要介護認定者を除く65歳以上の高齢者を対象に、体を動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、助け合い、健康状態など、高齢者の生活状況などを把握するため、アンケート形式で調査を行うものです。3年ごとに見直しを行う高齢者福祉計画及び介護保険事業計画には、この調査で得られた施設の利用要望などの分析結果を踏まえ、介護サービス事業所の増設や介護予防のための目標設定が行われることとなります。次期第9期計画は令和6年度からの計画となりますので、生活圏域ニーズ

調査は来年1月に実施する予定で、現在調査対象者の抽出等の準備を進めております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

翌月の調査ということで、これの結果を期待して待っております。

では、特老とか老健は皆さんよく知ってらっしゃると思うんですが、小規模多機能型介護施設についての認知度は低いのではないかと思います。在宅での生活を基本としながら、ホームヘルパーサービス、デイサービス、ショートステイサービスを必要に応じて柔軟な対応で支えていただける、まさに町の掲げる理想に最も合致したサービスだと思います。アンケート調査に限らず、介護が必要になった際に自らサービスを選択できるように、特別養護老人ホーム、老健施設、認知症グループホーム、そして小規模多機能型居宅介護施設などのそれぞれの役割と内容を丁寧に説明し、周知しておいていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

御質問にお答えします。

先ほど議員おっしゃられたように、小規模多機能型居宅介護は介護認定が中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援する小規模な居住系サービスです。1つの事業者と契約するだけで、通いを中心としながら訪問や短期間の宿泊など、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことで、利用者がその有する能力について可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスの提供が受けられる施設です。

利用対象者は、介護認定、要支援1、2及び要介護1から要介護5を受けた方です。

介護サービスを利用するに当たり、要支援の認定を受けた方は地域包括支援センターのケアマネジャーが担当し、要介護の認定を受けた方は居宅介護支援事業所が中心となり、利用者や家族等も交え、最適な介護サービスが受けられるよう、ケアプランの作成が行われています。

したがって、小規模多機能型居宅介護施設に対する住民の認知度は高くはないかも

しませんが、様々な介護サービスの中から最適な介護サービスが選択されているものと思っています。

また、町内には特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、小規模多機能居宅介護施設など多くの施設がありますので、それぞれの施設の特徴を分かりやすくまとめたパンフレットなどで住民の方に周知を図っていくこととしています。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

比較していろいろなサービス、自分に合ったサービスが受けられる、それが大切なことだと思います。パンフレットの作成もよろしくお願いします。

では、介護施設の増設については、建物だけではなくて、最も重要なのは、介護や看護担う人材だと思います。どの施設でも、人材の確保と教育には苦心されていると思います。たとえ施設を増やしても、人材が確保できなければ開所ができません。

そこで、必要な人材を育成し、専門知識を生かしながら町内の介護事業所で働いていただく方法はないものかと考えました。国や県の奨学金制度もありますが、その返済免除要件では、本人が希望しない限り、当町内だけに限定することができません。

そこで、現在町が行なっている奨学金制度と各介護事業所からの支援を組み合わせた新しい介護士、福祉士と看護師に特化した奨学金の創設はできないでしょうか。看護福祉系の高校生と専門学生の学費は、卒業までの2から3年間で約80から120万円。最近増えている大学教育だと、公立、私立の差は大きいのですが、約400万円前後ではないでしょうか。町の創設している奨学金制度では、専門学校の場合、月額3万円で2年間なら72万円、ありがたいですが、学費には足りず、生活費にも足りません。もちろん、親御さんからの支援があれば大丈夫ですが、育英資金や教育ローンで補っているケースも少なからずあると思います。また、アルバイト収入を生活費の足しにしている学生も多いのですが、実習期間中は働けないため、生活費が不足する時期もあります。

目標のはっきりした学生が町の奨学金を受けて学び、資格を取得し、卒業後は町内に住み、介護、看護の現場で活躍してもらえるのであれば、高齢化が進み、介護需要が増えてくることを考えると、町としてこのような目的型の奨学金制度を創設することは、今後必要なことではないでしょうか。

さらに、介護事業者や病院、開業医においても、将来的に必要な人材確保のため、例え

ば奨学金の上乗せ制度や実習生受入先としての協力、長期休暇を利用したアルバイト雇用など、いろいろな面での支援協力をお願いするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

介護現場における介護人材の不足の原因は、介護現場が抱える賃金や労働環境の問題、もう一方で介護サービス利用者の増加や少子・高齢化で労働者の供給が追いついていないという、そういった側面がございます。

賃金面においては、近年介護報酬制度の改定等で処遇改善が図られつつあります。また、町内の介護サービス事業所においては、今年度事業で職員宿舍の整備が行われる予定です。来年度以降についても、介護ロボットや見守りセンサーの導入で介護職員の負担軽減策を検討している事業所もあり、徐々にではありますが、労働環境の改善も図られつつあります。

また、医療機関においては、5年以上町内の医療機関に勤務する意思のある看護師には補助金が支給される制度があります。

しかし、福祉人材の育成確保については、いまだ課題となっていますので、議員御提案の奨学金制度創設も視野に入れ、各介護サービス事業所と意見交換を行うなどして何らかの適切な制度を検討してまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

これは将来的に見て大切なことではないかと思っておりますので、いろいろ御相談の上、よろしくお願ひしたいと思います。

一時期、施設からとか病院からの奨学金は、卒業後の自由な選択の幅を狭めるということと少しずつなくなってきたように思うんですが、最近は人材不足が高まってきたため、また復活しているようで、いろんところで補助金制度なり、奨学金制度なりを出しているようです。介護士さんにしても、看護師にしても、一朝一夕では育ちません。学校を卒業して国家資格を取ってきて、今日からすぐに第一線で使えるわけではありません。それから、周りの皆さんに助けていただき、実務をしながら何年もかかって一人前となり、

スキルを身につけていきます。そのことを考えると、後手後手に回らないように、先に先にといろいろな計画を進めていただきたいと思います。私たちの年代が10年、15年、20年たつと、すぐに必要となる施策でありますので、これは我が身として今の執行部の方にもよく検討していただきたいと思います。

そして、我が町と同様にデジタル田園健康特区に指定されました長野県茅野市、こちらのほうではデジタル技術を使った在宅医療の取組が進められております。看護師の医療的ケアは医療的行為に関する役割拡大が進められているんですけど、これはやがて特区間での相互利用、そして全国へと広がっていくようです。このためにも、この制度が導入されたとき、我が町が後れを取ったようなことではいけないと思います。その面もよくお含みいただきたいと思います。

限られた医療機関、これから存続していただかなければなりませんので、医療負担の軽減、そしてこれから町民の方の健康を守っていく上でも、デジタル技術を利用して地域医療と福祉の連携ネットワークを構築していかねばならないと考えております。いずれにしても、基礎となるのは人材の確保です。今後行われるアンケート調査や各介護事業所との話合いの中でその点を強調し、そしてより前向きな協力体制の構築をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（難波武志君）

これで河上真智子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

本日4番目の質問者となります丸山です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、大きく4項目につきまして質問いたします。

ただし、田園特区事業に関する2点目の質問でありますけれども、マイナンバーカード関連につきましては、既に国が回答となるべき内容が示されておられますので、内容の一部は変更させていただきまして、質問をさせていただきたいと考えております。

最初に、デジタル田園特区事業に関する交付金事業の推進につきまして、町長にお伺いをいたしたいと思います。

町では、令和4年度の新たな取組として、交通、鳥獣対策、救急医療、母子保健などを中核とするデジタル田園都市国家構想推進交付金事業に着手しております。これまでの経

緯を踏まえ、事業執行に対する町長の思いと今後の方針についてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、5番、丸山節夫議員のデジタル田園健康特区事業についての御質問にお答えします。

議員御承知のとおり、これまでの経緯といたしましては、令和3年4月に内閣府へ吉備高原都市スーパーシティ構想の提案書を提出し、同年10月に再提案書の提出を行いました。結果として、今年4月に国家戦略特区であるデジタル田園健康特区として指定をされました。本特区指定を受け、具体的な取組といたしまして、今年度からデジタル田園都市国家構想推進交付金事業の採択を受け、デジタル技術も活用しながら新たな事業を進めております。スーパーシティ構想の提案から本交付金の採択、事業実施に至るまで短期間であるとともに、町民の皆様には大きな変化をもたらす事業であると認識をしております。

さらには、日本を先導する事業であることやデジタル技術の急速な発展普及により、町民の皆様の中には不安や事業内容がよく分からないといった方もおられると思います。そうした中で、事業執行に当たっては、町民の皆様の不安を払拭できるように、分かりやすく丁寧な説明に努め、十分に理解をいただきながら事業を進めていきたいと思っております。

この事業の事業主体は、吉備中央町でございます。住民ニーズに沿った無理のない持続可能な事業の推進を行うとともに、町民皆さんの生活の利便性向上を図り、安心して住み続けられる町を目指してこの事業に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長から答弁をいただきました。

令和3年から、今年にかけて、スーパーシティからデジタル田園特区ということで、短期的に町長が申されとおりの大きな事業が目まぐるしく移り変わってきておると。申されたとおりの、このスピード感には町民の皆様も理解をなかなかしにくいといった点もあろうか

と思います。町長言われましたように、より親切に丁寧な分かりやすく、理解、納得につながる説明にも今後努めていただきたいと、このように思います。

町長は、本定例会初日の挨拶の中で、誰一人取り残さない、デジタル技術を活用して地域の様々な課題の解決を図り、新たなまちづくりに取り組むと話されておられます。この事業が中山間地域の課題解決の先駆的モデル事業として発展し、また事業実施により町民の皆さんにとりまして何よりも誰一人取り残さない、町民一人一人のためとなるまちの活性化策となりますよう期待をさせていただいております。町長には、今後の事業進捗に対し、より賢明なリーダーシップを発揮していただきまして、しっかりと前に進めていただきたい、このように思います。

次に、マイナンバーカード関連についてお伺いをいたします。

令和5年度のデジタル田園都市国家構想推進交付金の事業採択に向け、国が進める新たな優遇措置に関する3点についてお伺いをする予定でございましたけれども、先日、12月8日付の地元新聞によりまして、その回答に係る内容が公表なされております。このことがありましたので、今回通告書に挙げております3点、一括をいたしまして、マイナンバーカードの普及率の関係、そしてまた今後の取組、こういったものを町民の皆さんがより深い理解をなさるべく、また国の事業の要件緩和に至る経緯も含めまして概要説明を求めます。お願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原住民課長。

○住民課長（歳原雅則君）

御質問にお答えいたします。

普及率等のございですが、令和4年11月30日時点での数値となりますが、交付率、実際にカードをもう既にお渡ししたといった感じの交付率につきましては、本町が55.2%、全国平均が53.9%となっており、1.3ポイント全国平均を上回っている状況です。

また、申請率につきましては、本町が66.8%、全国平均が67.6%となっており、全国平均を0.8ポイント下回っている状況でございます。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、2点目としての交付率は事業採択に対しどのような影響を及ぼすかについてですが。国において、基本的には本年度のデジタル田園都市国家構想推進交付金制度の内容を継続することですが、データ連携基盤を活用した複数のサービス実装に伴う取組であるタイプ2及びタイプ3の事業については、マイナンバーカードの申請率が国の交付率の全国平均以上であることを申請要件とすることが新たに加わりました。

本町では、本年度、国の採択を受け、このタイプ3の事業として誰一人取り残さないエンゲージメントコミュニティの創生事業に取り組んでいるところでございますが、来年度、新たな事業を申請する場合には、自治体のマイナンバーカードの申請率が全国平均交付率以上であることが要件となりますので、下回った場合には交付金の申請自体ができないということにはなります。

これを受けまして、3番目の交付率向上に向けた取組、目標数値の設定はいかに、国が定める判定基準日について御説明をさせていただきます。

現在、交付率向上に向けた取組といたしましては、毎週水曜日の延長窓口、月末日曜日の休日開庁により受付を行なっております。また、新型コロナウイルスワクチン接種会場や町内イベント等でのサポート申請に加えて、職員が地域や町内の企業、学校、園などへ出向き、マイナンバーカードの出張申請を進めているところです。そのほかにも。町告知放送や吉備ケーブルテレビ、データ放送、町公式LINEによる周知を行なっているところであります。目標数値といたしましては、年度末までに申請率8割を目指しております。引き続きマイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

なお、デジタル田園都市国家構想推進交付金タイプ2及びタイプ3の申請要件となるマイナンバーカード交付率の基準日については、先ほど議員からもお話がありました、先般、国から通知が発出され、基準日が11月30日現在とすることが示されました。当初は、マイナンバーカードの交付率が全国平均以上であることが要件とされる予定でしたが、自治体のマイナンバーカード申請率が全国平均の交付率53.9%以上であれば申請が可能となりましたので、本町においては申請率が66.8%でありますので、申請が可能ということになります。

なお、来年度新たに創設されるマイナンバーカードの新規用途の開拓、かつ他の地域における横展開が容易な取組を対象とするマイナンバーカード利用横展開事例創出型事業においては、来年1月末のマイナンバーカードの申請率が7割以上であることが申請要件と

されたところであります。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

当初、課長が申されたように、国が定めた要件といいますか、交付率というのが気になっておった点から、今回の質問に至ったところでございます。

いずれにいたしましても、申請率ということでございます。さらには、町のほうもその交付率は達成しておる状況ですので、次年度に対する事業採択に向けた申請なりが可能であるというように理解をさせていただきたいと思っております。

マイナンバーカードの今後の取扱いは多岐にわたると思っております。また、単に普及率の問題にとどまらず、本来マイナンバーカードの活用による行政サービスなどのメリットを分かりやすく町民の皆さんに周知する必要は大であると考えます。オンライン行政の推進、活性化など、当該事業の実施により最も町民の皆さんの生活向上につながりますよう、今後ともさらに努めていただきたいと思います、このように願っております。

○議長（難波武志君）

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩とします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

それでは、引き続きまして質問を進めさせていただきます。

大きく2点目、人口増加対策として、町の結婚推進事業の現状についてお伺いをいたします。

人口減少、少子・高齢化などの課題に直面する私たちのまちの将来にとって、人口増加対策は今後の町の発展にとって重要課題と捉えております。今年9月定例会に続き、本定例会では町の人口増に直結する結婚推進事業について、次の3点の内容についてお伺いを

いたします。

1点目として、現在の結婚推進事業の取組、概要についてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、結婚推進事業についての取組でございますが。

町では、町の将来を担う子供を増やすことを目的に、結婚を希望する方の出会いの場を創出する結婚推進事業を結婚推進協議会を中心に進めております。令和2年度からは、結婚推進協議会委員で構成する出会いカフェ系が立ち上がり、意欲的に活動を進めていただいております。

現在の取組といたしましては、大人数のお見合いを希望する方に向けた結婚イベントや、また少人数でのお見合い、カウンセラーが一人一人に合ったアドバイスやフォローを行うオンライン縁結びサポート事業、または毎月1回の結婚相談会など、できる限り多様な要望に対応できるような今取組をやっているところでございます。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長から答弁をいただきました。町では、結婚推進協議会、また令和2年度から出会いカフェ系の立ち上げをなさっておるということをお聞きしました。多様な取組がなされておるという中で、協議会、また系、今後の活動内容等、これからお尋ねしたいところもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

協議会に対しまして令和3年度では補助金として130万円を交付し、事業展開をなされておられます。今日、地方自治体が進める結婚推進事業を行う理由、目的としては、家族、地域、職域が果たしていた縁結び機能の低下、人口減少による地域活力の低下などの解消と言われております。

私たちの町では、これまで少子化対策として子育て環境の充実を重点施策に掲げ、推進してまいりました。しかしながら、そもそも少子化の原因は未婚化、晩婚化の推進が考えられます。結婚を実現できる環境づくりの構築こそ、行政が直ちに取り組むべき必須施策であると私は考えます。

お伺いをいたします。行政の積極的な取組の中で、事業の核となる協議会、糸との連携についてはどのように理解されており、進めておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

御指摘のとおり、結婚を望む方の結婚できる環境づくりというのは、今後の町の人口減少の対策といたしましては重要なことだろうと思っております。その結婚対策の取組の中核を担うのが、結婚推進協議会及び糸でございます。町といたしましては、活動が積極的かつ自動的に持続的に行えるように、ミーティングなどを通しての意見交換を行ったり、しっかりと意思疎通を図りながら連携をもってそれぞれの効果が上がるような取組をしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

積極的、また持続的に事業を展開なされておるという回答をいただきました。中で意思疎通という表現も町長なされましたが、お尋ねしたいと思います。

行政と協議会または糸との意思疎通、そして相互の意見というものは十二分に把握なされていると思うんですけれども、さらに密度の高い運営を進めるためには、相互の問題、課題点を確認し合い、改善する必要も感じております。町の結婚推進事業にとって、協議会、糸の皆さんの日々の努力が報われることは、町の結婚推進対策にとって絶対要件と考えます。

次に、2点目として、現在の結婚推進事業に対する課題について、いかに捉えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

2点目の課題でございますが、現在、糸の結成から約2年間が経過をしております。今年度、視察を実施したことなどによりまして、課題が徐々に浮き彫りになったということ

も言えると思います。課題としましては大きく3点考えられます。

まずは、先ほどのお見合い事業では、協議会委員が直接希望者との面談等を行い、合いそうな方とのお見合いをセッティングしていただいております。そのようなことなど活発に活動をしていただいているものの、現状ではその全てがボランティアの場面が多いように思っております。そうしたことから、それぞれの活動される方に今後継続的に維持をしていただくためにも、何らかの支援というものは考えていかなければならないかなというように1つは思っております。

また、2点目は、結婚希望者に関する情報共有の問題が課題であろうかと思っております。現在は、事務局の役割として協議会や糸から提案されたイベントの段取りや参加者受付などを行うことで活動を支えておりますが、今後は事務局も結婚希望者の情報等々をしっかりと把握するということが課題の一つであろうと思っております。

あと、3番目、最後でございますが、新型コロナウイルスが大きかったです。この影響によりましてイベント等々が中止なることが多々ございました。今後は、このようなコロナ禍、収束まではいきませんが、しっかりとその中でも対応できる催物、婚活のイベント等もやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長からは、町が進める結婚推進事業の主要事業に対する課題といたしましては、出会いカフェ糸の継続的な支援、それから全般的な情報共有、イベント参加の関係についての課題というものをお聞きしたところであります。

そうした中で1点、特にお尋ねをしておきたいと思いますが、特に出会いカフェ糸の活動に対してのことです。先ほど継続的な支援をする必要があるというふうに町長申されたわけでありまして、糸の皆さんが町長が言われますように動くとなれば、いろいろ時間的な都合だけではなく、経費面においても負担が発生するのではないかと考えておるんですけれども。

こうした場合、今後の取組ということで次の関係でもお尋ねしたいと思うんですけれども。出会いのカフェ糸が活動する中で、当然個別のお見合いも含めまして、聞き取り調査であったり、打合せ、またそういった類いのもので出向いたり、また先方から来ていた

だくとか、そういうことでのやり取りというものは当然発生すると思うんですけども。そういったやり取りの場というものがどこでなされておるのかよく分からないんですけども、例えばホテルであったり、飲食店であったり、人目にあまりつかないようなところが望ましいのかなと思うわけですけども。ときに、飲食店などを利用する場合、一般的に考えると、飲食代などの経費が発生するのではないかと想像するわけなんです。飲食代などを含め、会の皆さんが負担されている経費がほかにもあるとするならば、その経費の扱いについては今現在のところどのような対応をなされておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

全てを把握はしておりませんが、基本的にはボランティア活動ということで、個々の負担もされているようでございます。しかしながら、この事業そのものにつきましては、活動費は町から結婚推進協議会に交付された補助金がございます。その補助金を基にこのような活動もしていただいております。ですから、当初に補助金の使途を決めるときにしっかりと今年度の大きな柱というものをつくって、カフェのほうにもそれが十分に使えるようにというふうにしていきたいと思っております。

ただ、総額を増やすとかということになれば、全体的な支出の中でどれだけ余裕があるかとかということを見極めて予算をする必要がございますので、今はその費用を単純に増やすとかということは控えさせていただきます。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長申されました糸に対する補助金、協議会に対する補助金の額を増やすとかということも一つにはあるんですけども、それ以前の問題として、協議会の委員さん、あるいは糸のメンバーの皆さん、いろいろと成功に向けて手段取りをなされる中で、僕らには想像つかない必要経費というものがかかると思うんです。必要とみなされる経費、こういったものがボランティアだから例えば委員の皆さんあるいは協議会のメンバーの皆さんが自己負担されておるのであれば、なかなか事は進みにくいという実感を感じとるわけでありま

すけれども。例えば必要とみなされる運営上の経費負担の解消をなくしては、事業を推進すればするほどかかる時間と労務、費用は増加し、半ば事業の存続が厳しくなるのではないかというようにも想像できるわけであります。

先ほど答弁された内容、補助金を増やすとか、どうこうということもありますし、継続的な支援ということは当然必要だと思うんですけれども、実際に動いていただいております委員さんあるいはメンバーの皆さんが、どういった内容のものに実際支出なされ、自己負担なされておるか、そういったあたりも十分に把握をし、必要たるべくは当然行政が対応は前もって整えておく必要があるのではないかというように考えられます。

いずれにいたしましても、効果を生む活動を継続的に行うことは、かなりの時間や労力、費用、人件費を要することだと改めて痛感もいたしたところであります。

そうした中で、結婚推進事業に関し、最後の質問として1点お伺いをいたします。

行政が事業を主体的に進める効果として、公の機関が行なっているという安心感や行政が持っているネットワークや組織力を活用した団体との連携、協力が可能であること、その他行政が率先して取り組むことでの波及効果や話題性、マスコミ、町民の注目などが考えられます。行政が主導するからこそ、その効果は大きいと考えられます。行政主導の観点からお伺いをいたします。

私たちの町の結婚推進事業の主体は行政にあるのか、または協議会あるいは糸に委任されたものなのか、果たして事業の主役、サポート役はそれぞれどちらが行い、担っておられるのか、お考えについてお伺いをしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この重要な結婚推進事業というのは、なかなか行政だけでできるものではございません。今も行政が事業を組み立てて、それを協議会、それから糸にお願いしてやっておりますけど、この形そのものは、行政と地域とそれぞれの方々がそれぞれ協力し合って結婚しやすい社会にしていく、またそういうふうな結婚をしたいという方のためにある程度の機会を創出するということが重要と思っておりますので、行政のみとかという考えは私は持ってないです。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

当然そのとおりだと私も思います。行政のみ、または協議会、あるいはそれに付随する機関、組織が行うということでは、到底できないものだとも思うわけでありませうけれど。一般的に考えてますと、おんぶにだっこというような状況がひょっと現実にあるとするならば、協議会あるいは糸の皆さんは重荷に感じておられると思います。そのあたりが1点気になるところでありますので、町長、深めてそのあたり十二分に調べてみていただければと、内容調査をお願いしたいと思います。

町では、町長言われましたけれども、オンライン縁結びサポート事業の立ち上げ、また新たな婚活イベントを計画されております。担当課の皆さんもそれぞれ多くの工夫を凝らしながら頑張っておられる様子は、見てとれます。今後の事業の推進策として行政と協議会、糸がそれぞれの持分、立場を尊重しながら官民一体で取り組まれ、町の人口増加対策の礎となりますことを期待しております。この事業が町にとって活性化につながるふさわしいものとなりますように、町長、お願いをしたいと思います。

次に、農業振興策、米作り応援事業についてお伺いをいたします。

この事業は、平成26年度から実施されており、当初の寄附額は1億円を上回る成果を上げ、その後も右肩上がりの状況で進んでまいりました。農家の皆さんにとりましては、低迷する米作りに対する思いが大きく前向きに変わった一つの要因とも、考えられます。

そうした中で、現在の寄附額の状況、基金積立額の見込みについてお伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、丸山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和4年度、ふるさと米の寄附状況につきましては、コロナウイルス感染症の影響もあるかとは思われますが、11月末現在では1万9,307件、8億1,706万円となっております。昨年度と比較して7割程度の寄附額となっております。

また、基金の積立金の見込額については、仮に寄附金額が9億円だった場合、寄附金額から必要経費の見込額を差し引きますと、約4億円程度になるかと思われます。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長から答弁をいただきました。11月末現在の状況として、1,907件、寄附額としては8億1,700万円、基金の積立見込額としては4億円相当という内容を確認をさせていただきました。

続いてですけれども、単年での数字は今お聞きしたわけでありましてけれども。これまでの基金の累計積立金額、これの見込みについてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

失礼します。それでは、お答えいたします。

協働のまちづくり基金のうちの米作り農家応援事業の基金の積立残額につきましては、11月末現在で8億4,100万円ほどになっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

累計積立額としては8億4,000万円というふうな内容をお聞きしたところであります。町では、この基金を財源として主に農業に対する補助、支援策を展開されており、補助効果は幅広く示されております。町の農業を守るといった町長のお考えに、農家の皆さんは感謝されているところだと感じております。

今日、ふるさと納税が、そうした中でブームとなっておるようであります。昨年度では、全国の寄附額は8,302億円、制度開始時の約100倍を超えたと、過去最高額に達したとのことでもあります。各自治体ではふるさと納税に力を入れ、競争激化が進み、各自治体の対応も大きく変わってきていると思います。

今日、事務作業を委託される自治体が多い中で、私たちの町では当初から行政直営で取り組まれております。所属部署もなく、限られた人員で対応されており、日々の事務作業やクレーム、電話対応など、御苦労も多いかと思っております。そのことは、結果として基金の

積立額に対しましても必要経費の節減につながるなど、成果を上げているものと理解をしております。担当職員の皆さんは、寄附者の喜びの声や生産農家の日々の努力、思いを糧として今後とも頑張っていたきたいと、このように考えております。

次に、頑張る農家応援事業、農業機械導入補助についてお伺いいたします。

当該事業は、平成30年度から農作業の効率化と生産性の向上、また労務負担の軽減を目的とし、事業実施され、町の施策として大きな効果をもたらしてきました。当事業は5年間の時限措置として施行されており、今年度が最終年度となることから、今年3月定例会、また6月定例会でも営業の継続の有無あるいは補助額の上限、補助対象額の拡大等についての内容をお伺いしております。現在、新年度予算編成期に当たり、事業の内容について、3点お伺いをいたします。

最初に、過去5年間の事業実績に対する町長の感想、併せて事業分析、新年度の事業概要、方針について町長にお伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まず、事業の効果といたしましては、小規模農家から大規模農家まで広く活用をいただいております。おおむねこの5年間で一通りは行き渡っていると感じております。また、有用な助成だったとも思っております。

実績といたしましては、平成30年度に104件、令和元年度に148件、令和2年度に186件、令和3年度に128件、令和4年度、11月末でございますが、79件の交付を行っており、平成30年から現在までの総交付額が1億590万円となっております。

先ほど言いましたとおり、事業評価といたしましては、交付要件のハードルが高い国や県の補助金とは違いまして、小規模農家でも対象となる地域の実情に沿った制度でありましたことから、好評であったと私自身も感じております。

この事業につきましては、先ほど議員言われたとおり5か年の期限を設け、今年度が最終年度でございます。しかしながら、農業支援としては必要な事業と私は認識をしております。新たな5年程度の期間をしっかりと定めまして、内容を精査の上、引き続きこの補助事業に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

効果としては、小農家から大農家まで行き渡ったと。当初からの件数をお聞きしましても、行き渡ったかなというようなところも感じておるわけであります。この事業というものは、当初から農家の皆さんの支持も高く、これまでも多くの農家の方々からありがたいという感謝の声も聞いております。引き続き農家の継承や農家のためとなる、町長申されたように制度運営に御尽力いただきますことを強くお願いしたい。望んでおります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目として、新年度の予算措置について、反別に対する補助金の上限額の設定、これにつきましてどのようにお考えかお伺ひをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、お答えいたします。

次期の計画の補助金算定基礎といたしましては、引き続き経営されている田畑の面積を算定基礎とすることで現在検討中でございます。

また、上限額については、財源となる協働まちづくり基金との調整を行いながら制度設計の見直しをしております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

多くの農業機械、器具の中には今年既に値上げをした機種もあり、年明けには順次値上げをするとのことでもあります。大半が1割から、値上げ幅の大きいものでは2割程度と聞いております。農業を続ける上で農業用機械はなくてはならないものであります。しかしながら、今後機械を購入する場合、ますます厳しくなると言われる農業経営においてさらに負担増になることは、農家経営のみならず、これからの町の農業振興にとってもかなりの後退材料になりかねません。この厳しい状況だからこそ、ふるさと納税基金の繰入れを一時的に増額し、上限額の引上げについてできる範囲での対応は最も厳しい今だからこそ

必要であると考えますが、この点につきまして町長はいかにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

大切な財源でございますので、予算編成の中で適切にやっていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長からは適切に行なっていくという答弁をいただきました。

農業にとって不可欠である農薬、肥料、飼料、農機具などの急激な値上がりは農家経営の苦しみを高め、農業廃業にもつながりかねない大きな問題と捉えております。課題解決のため、新年度予算編成期に際し、御検討いただきますようお願い申し上げます。

次に、今回、最後の質問として対象機種拡大についてのお考えをお伺いいたします。

頑張る農家応援事業補助金交付要綱では、対象機械とは稲作作業または園芸の基幹作業または管理作業に要するものと定められており、あくまでも農業機械に限るとの内容でありました。また、この要件は、県や近隣の自治体でも同様の定めにより施行されております。

一方で、私たちの町の農業の現状を見てますと、年次高齢化する農業生産者や請負農業者にとりまして、最も労働負担の多い人力作業に代わる機械の使用は避けては通れない状況と受け止めております。中でも代表的な機械として6月定例会でも取り上げましたが、運搬車、ユンボ、チェーンソーなどの農業機械以外の機械の扱いは不可欠と考えます。町独自の制度であり、農家に直結する米づくり農家応援事業が原資となっていることから、農家の要望に応えるべき対策の必要性を強く感じております。最後の質問として、対象機種拡大についてのお考えをお伺いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、対象機種についてですが、農地の維持管理、農業生産に必要な作業で農作業の効率化、生産性、収益性の向上、労働負担の軽減を図るため、機械等で農業以外への汎用性の高い軽トラ等は対象外ですが、農作業での重労働を解消できる機械や生産性、収益性向上に資する設備等については対象にするなど、対象機器の拡大をし、本町の実情に沿った制度となるよう見直しの設計を行なっております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

6月定例での質問に対しまして、課長から農業機械のみに限定するというような答弁をいただいたわけでありますけれども、今回、対象機種の拡大はあり得るといふ、そういう方向で今検討いただいておりますとお聞きいたしました。殊のほか、農家の皆さんは、農業に取り組む多くの声が生かされたと、農家の方々がその必要性というものをこれまで多くの声として申されてこられた。その結果、理解をいただいたことにつながるのかなというように考えたところでもあります。

今回の一般質問は、国の交付金事業や町の暮らしに直面する人口増加、農家の振興対策についてお伺いをいたしました。いずれも町の将来像や町民の皆さんの日々の暮らしに密接に関わるものであります。新年度の計画に向け、個々の準備作業が順調に進み、町民の皆さんが不安なく過ごせる政策の立案、執行を願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

1番、日本共産党の日名義人です。先ほども、議員控室で年齢のことを話題にしてもらいました。現在80歳と6か月ということです。以下、通告に基づいて質問します。

1つ目の質問は、今さら言うまでもなく、物価高騰と国民の暮らしの悪化が深刻になっています。マスコミの報道からでも、この現状打開には賃上げを軸に日本の経済を立て直すこと、とりわけ内需を活発にすることが必要であり、その鍵は賃上げにあるとの認識、これは政府も日銀も経済界もほぼ一致している、こんなふうを受け取られます。

こうした中で町内在籍の児童・生徒の要保護、準要保護家庭が約1割存在していると聞

きます。欠食児童という言い方がどうか分かりませんが、そのことが心配される児童への弁当の配食、それも対象が数名と聞きますが、本町社協も取り組んでおられるというふう聞いております。ましてや義務教育のこういう状況下ですから、全国の自治体が管轄する分野での対策、これが緊急に求められているということだと思います。義務教育の無償化、保護者負担の軽減は子育て家庭の家計支援に直接つながるだけに、急務、緊急の課題ではないかというふうに認識します。きっと、こうした捉え方は、山本町長、石井教育長とも共有できるのではないかと思います。1つ目の質問。

この間の物価高騰、学校給食の食材費、電気、燃料経費の高騰の実態、これらの献立への影響は必至だと思いますが、その実態をまず聞かせてもらうとともに、当面の給食資材費、経費増の下で学校給食費も決まっている下でその量と質をどうやって守っていかれているか、その現対策をまずお聞きします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

1番、日名義人議員の御質問にお答えいたします。

町立の学校給食については、新型コロナウイルス感染症拡大の中での子育て世帯支援策として令和2年9月から一定の期間無償化することとし、現在も対策が継続されています。

こうした中、議員御指摘のとおり、物価高騰により材料費の増加が見込まれていますが、現在給食費は町が全額負担しているため、材料費の増額を最小限となるように工夫しながら、量と質の確保は大前提として献立が組まれているところでございます。来年度についての給食費の無償化については、教育委員会といたしましても、少なくとも新型コロナウイルス感染症の影響が続く間は継続となるように考えております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

教育長答弁の中で、来年度のことにも触れていただきましたが、その前に給食の量と質、これは維持してる、何とか財源の枠内でやってるんだということでした。子供たちの成長のためにも、このことは基本的に守り続けてほしいなというふうに思いながら、2つ

目の質問をいたします。

経費負担、これを家庭、父母に求めることを避けるためには、今おっしゃったお答えの中にもありましたように、公費負担、これの前提づきで話されました。コロナ対策交付金が続く範囲でというふうに言われましたが、これを恒常的な制度、システムにしていく必要があるのではないか。そもそも義務教育の無償、これは憲法第26条でもはっきり書かれていますし、その実現に国にも強く求めていくという私たちの立場でもあると思います。

今、全国的にも、給食費の公費負担、これ結構進み始めています。先進例が出てきますから、吉備中央町も後れを取らず、この対策に積極的に取り組んでいく必要があるんじゃないか、先頭を切ってでも進めていく、そういう気概が要るんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

議員御指摘のことにつきましては、今後町当局とも連絡をしながら検討をしていくようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

検討、前向きに進めていただきたいと思います。

次に進みたいと思います。

先ほども言いましたが、物価高騰対策ということもありますし、同時に経済の立て直しというふうな意味でも、今政府までも構造的な賃上げが必要だということを口にするようになりました。自治体管轄の分野の賃上げも同時に考えていく、そのことが必要だというふうに思います。

そういう意味では、会計年度任用制度導入時に若干の待遇改善はありましたが、客観的には引き続き公務員の低賃金の重しにさせられているという側面は否定できないと思います。せめて水準が時給1,500円を基準にして検討していくぐらいの前向きの対応が望

まれているように思います。

そういう意味で確認も含めて質問させていただきます。現状確認ですが、吉備中央町の職員総数は少し前にお聞きしたんですが、総計380人、そのうち43%が会計年度任用職員で賄われているというふうにお聞きしました。大体4割強が会計年度職員だと、こういうことです。そして、現場にその人たちが多く、学校給食関係、子育て現場、保育所、幼稚園、こども園、キッズパーク、さらには図書館、公民館などなど、その割合が高く、任用職員の待遇は実は、実はということはないです、はっきりと年齢、経験に関係なく、事務職でも月額6,940円、月額だとフルで15万円、これが現実だというふうに思います。これでは、子育て世帯等に差し当たった中壮年期にはつらい状況というふうに思わなければならないと思います。

だから、逆に言ったら、先を考えて若者がこういう場所でせっかく働いているのに定着しない。9月議会でも取り上げさせてもらいましたが、その後キッズパークで働いておられる方からもお話を聞かせてもらいました。こんなふうにおっしゃってました。

繰り返し訪れてくれる子供たち、回数を重ねる中、成長の跡が見えてこの場所での働きがいを感じる、こんなふうに言われてました。しかし、若い人は、せっかく働きがいを見いだしても、待遇条件、そのことから将来展望が開けないということで、長続きできないというような意味のお話も聞かせてもらいました。

また、併せてそのときに触れられたのが、キッズパークには正職、専門職、またはその経歴、経験を有する人が現実にはおられない。せめて子育てセンターと兼任で、園長の経験者であるとか、専門職の人を置いてほしいんだけども、どうだろうか、こんな話もされてました。あわせて、こういった現場の声をどう思われるでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

1番、日名義人議員の御質問にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員を含む町職員の賃金につきましては、地方公務員法第24条の規定において、その職務と責任に応ずるものでなければならないとされるとともに、職員の給与は生計費並びに国及びほかの地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされています。

本年10月に最低賃金が引上げされたことから、町においても従事する職務の内容や責任の程度、他市町村や民間企業における給与水準の状況などを踏まえ、会計年度任用職員の賃金引上げについて検討してまいりたいと思います。

また、町といたしましても、キッズパークだったり、適切な労働時間や労働条件の設定あるいは労働環境の改善を通じて、今後も町職員全体の働きがいの充実を図っていきたいと考えています。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

一定の改善の意思も含んだ回答をいただいたというふうに思いますが。一言、私、最低賃金、この時給1,500円というのは、今、日本中でほぼ共通の水準になってますが、日本全体で共通の水準というのが必要だと思うんです。東京が一番高い、高知が一番低いんだっただけかな。そういうふうなので、ますます一極集中、これをやめようと言うてるのに、何とか克服しようと言うてるのに、そうになってない。むしろ、地方でも時給1,500円、そういう状況が生まれたら、若者も地方に定着しやすくなる、これは目に見えてると思います。そういう意図も含めて、前向きにいろいろ改善の方向、吉備中央町だけが突出するのはなかなか難しいことだと思いますが、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、行きたいと思います。

農業経営について御質問をさせていただきます。

とりわけ、畜産、酪農経営、この支援が今重要になってきている。現実はこの議会に対しても陳情も出されておりましたし、明日、総務産業常任委員会での論議の結果、精査の結果が報告されると思いますが。

確かに、同僚議員の質問の中でも、農家支援を盛り込んだ12月議会の会計補正予算、交付金で支援金の交付をやっていくという、そのことについても若干触れられた議員がおられましたけども。そのこと自身は一定評価しながらも、畜産農家、特に肉用牛、現在吉備中央町には30経営、1,948頭、約2,000頭います。酪農家13経営、これは牧場の数だというふうに聞いたと思うんですが、約558、600ちょっと切れる頭数だ。とりわけ、その中でも酪農家が営農の存続をかけた厳しい状況にあって、最近も、この秋ですが、早々に1人廃業されました。私も比較的よく知ってた人なんですが、残念に

思いました。

そういう中で、近隣自治体の支援の広がりも見られます。高粱、新見、津山等、いろいろな情報が来ます。かなり前向きの支援策を取っているように思います。そういう意味でも、本町の酪農家の皆さんから出た陳情、この内容もしっかり受け止めながら、一方では執行部の責任でこの酪農家の皆さん方の要望にどう取り組んでいくおつもりかということ的前提に質問させていただきます。

飼料の多くを外国に依存する構造、これが畜産農家の窮状実態を生む原因になっていますが、これをどういう状態にあるかという状況をつかむか。例えばあるデータでは、この2年間を比較して、飼料代が45%、光熱費、動力費が28%も高くなっている、急騰しているという、そういうデータもありました。そういう状況に置かれています。もともと乳価が必ずしも思うように上がらない中で苦勞されてたというのは、とりわけ酪農家の置かれた状況ですから、どんどん減ってきて、もう僅かの、先ほども言いましたように経営者の数になっているわけです。これ以上減すわけにはいかないというふうに思いますが、そういう中で近隣自治体の状況をしっかりとまずつかんでほしいし、もし分かれば、今日お話しいただけたらと思います。本町も負けずに緊急対策に踏み出すべきではないかと、一般論としてのまず最初に質問をいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、1番、日名義人議員の御質問にお答えいたします。

ウクライナ情勢及び中国におけるの需要増加の影響を受けて、令和2年第4四半期以降、輸入トウモロコシ等の飼料原料の国際取引価格で約50%上昇し、さらに海外運賃の上昇や円安の影響により、末端消費価格で購入する畜産農家におきましては、畜産経営へ多大な影響を及ぼしているところでございます。

とりわけ、装置基盤がなく、購入飼料に依存している畜産農家におかれましては、自助努力による経営改善には限界があり、今後も畜産経営を持続するに当たっては危機的状況にあるということを認識しております。

一方で、乳価につきましては、令和2年4月で1キロ当たり113.54円だったものが令和4年10月で1キロ当たり115.98円と、僅か2%しか上がっておらず、経費

は上がる一方なのに対して価格転嫁されておらず、生産者へ全てしわ寄せが行っている状況でございます。

また、子牛の取引価格も予断が許されない状況で、生産ラインと言われる1頭60万円を令和2年4月から6月には下回って以来、持ち直しておりましたが、令和4年8月から9月に再び60万円を下回る平均価格53万4,655円を記録し、肉用牛生産農家においても畜産経営に甚大な被害を及ぼしているところでございます。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

畜産農家、酪農家の置かれた厳しい状況を改めて数字も示して確認をしていただきました。廃業した人または廃業を考えざるを得ないというふうに思ってる人が、こんなふうに言われました。廃業しようと思っても、現在いる牛をさあ処分しようと思ったら、その行き先、処分の先が見当たらない。だから、結局飼料、餌はやり続けんといかんし、なかなか難しい状況に追い込まれてる。私はよく分からないんですが、確かに廃業したくても、その自由さえ手が縛られている状況、これは大変なんだと改めて思ったわけです。そのことを今課長も再確認するような形で説明していただきました。

そういう中で、午前中にも話がありましたが、有機農業が売りの本町、堆肥生産等には畜産農家の存在というのは欠かせません。ところが、今、畜産農家、酪農家は、営農をやめるかどうかという、そういう際どいところまで追い込まれている。改めて、町はどう対応するかという基本的な考え方として、本町農業振興の観点からも、畜産農家経営を守る、この意義をしっかりと関係者の皆さんにお伝えしていく、そして励ます、基本にすることが必要だと思うんですが、そのあたりどういうふうに認識されているでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、お答えいたします。

吉備中央町における有機農業の基盤となっているのは、吉備中央町エコセンターで生産されるエコ堆肥と捉えております。エコ堆肥の生産には、原料である家畜排せつ物は不可

欠であり、飼料価格の高騰と同じくして化学肥料等の値上がりもしているので、化学肥料等を低減し、有機質であるエコ堆肥を推進していく必要があります。畜産農家が安定的に経営できることでエコ堆肥も安定生産できるものと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

農業立町ということで、これまでも農業に対して、例えば米作り農家に対する支援、あるいは基金を使った応援事業など、かなり元気を出してやってきた町だと思うんです。今、そういうときに、どうしても畜産農家を頼りながら生産している堆肥生産、私も年間トラックで何回運んでもらうのでしょうか、2トンを三、四回運んでもらいます。それから、水田にも、反当たり1トンから1.5トン毎年投入してもらっているんですが。思いとしては、量はそう多くなくてもいいから、食べてくれる人たちが、消費者がおいしいなと言ってくれるのが楽しみで作っているようなものなんですが、そういう意味も含めて、そういう農家もおるし、かなりの規模でしっかりと頑張っている農家もあります。そういう農家と畜産農家、いわゆる耕畜連携等が今言われているときですから、畜産農家、酪農家をどうやって守るか。そういう意味では、先ほど質問の中で近辺の自治体の支援状況はどうかかなとお聞きしましたが、特にまだ回答をいただけていませんので、その回答をいただきながら、吉備中央町としてどういう心積もりでおられるか改めてお聞きしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

近隣の市町村の支援についてですが。

まず、吉備中央町としては、このたび補正予算で計上させていただいておりますが、酪農家の方に対して、1頭当たり2,000円の給付金を計上させていただいております。他の市町村でこちらで把握しておるのが、赤磐市で乳牛に対して1頭当たり9,000円。それから、備前市においては、こちらは飼料費の2割程度ですけど、上限額が個人で5万円、法人で10万円ということで、これは飼料費であるとか衛生費、各諸

材料、それから光熱費等の経費の2割を補助するというようなものです。それから、津山市におきましては、乳牛に対して1頭当たり1万7,300円。それから、新見市については、100頭未満の場合は1万円、それから100頭以上の場合は規模に応じて100万円から500万円ということで、高梁市については現在公表されておられません。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

すぐ隣の高梁も、うわさのように聞いたのでは1万円を用意しているというふうに聞いていますから、正確な数字は分かりませんが、それに近い支援をしているということと思うんです。

そうすると、先ほども説明ありましたように、吉備中央町では実質2,000円、少し差が開き過ぎているのが現状だと思うんです。ということは、思い切った畜産農家、酪農家に対する支援が今後のことを見ても必要なんだということを改めて確認したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

今後の情勢を見ながら、次なる支援をまた検討していきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

今後の積み上げを期待しながら待ちたいと思います。また、畜産農家、酪農家の皆さん、相当深刻な感じで待っておられるということだと思います。改めて明日の報告等も聞きながら、執行部の前向きな判断をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、デジタル問題について、時間の許す範囲内でお聞きしたいと思います。

今日も同僚議員から横文字、たくさん並んでなかなか理解しにくい。その理解しにくいのを一番自覚しているのは、私です。これについていくのに必至だというふうに言わざるを得ないのが正直なところです。

その中で、まず最初にお聞きしておこうと思うんですが、12月には、たしか区域会議が開かれるというふうに聞いています、年末近く。これは11月か12月だったのかもしれませんが。その会議の内容について少し教えていただこうと思うんです。というのが、私はこんなふうを受け取ったんです。

区域会議というのは、3市のそれぞれ持っている計画、このような流れの中でつくられた、これを調整する、そして区域会議での承認というか確認が得られたら、次々と具体化されていくというふうな位置づけで受け取ったんですが、どうも実質はそうではなさそうというふうなこともありますので、まず最初に国の動きの一つという意味で区域会議は12月に開かれるのかどうか、これから、または区域会議の役割等について、まず最初にお聞きしておきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、1番、日名義人議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、区域会議についてですが、区域会議の任務及び構成員は、国家戦略特別区域法第7条に定められています。主な任務といたしましては、規則の特例措置を活用した事業を実施するための区域計画の策定でございます。

構成員は、特区担当大臣、関係地方公共団体の長、国家戦略特区における産業の競争力の強化または国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認められる特定事業を実施すると見込まれるものとして内閣総理大臣が選定したものと定められております。国家戦略特区は、国、地方、民間が一体となって取り組むべきプロジェクトを推進するものであることから、このような構成員となっております。

地方公共団体の長、すなわち本町では吉備中央町長が参画することになりますので、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うとともに、地域の意向を区域計画等に十分反映させていく立場として参画いたします。

なお、区域会議の日次等については、まだ今のところ国のほうからお示しがないので、まだその辺は決まっていないという現状でございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

1 番、日名義人君。

○1 番（日名義人君）

これまでも戦略特区っていうのは規制緩和ということで、例えば農地を自由化する、企業へ、そういう意味での規制緩和、これが大きな区域会議での、特区での戦略会議での内容だったというふうに思います。そういう意味では、先ほどの説明の内容は、そういう延長から見てもいいということでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

今議員おっしゃられたとおり、区域会議での区域計画というものは、規制改革を伴うものを計画のほうに上げていくということになります。

○議長（難波武志君）

1 番、日名義人君。

○1 番（日名義人君）

今お答えいただきましたが、特区の事業もここまで来ているという意味で、私は改めて今朝ほど、それからこの後の同僚議員の質問等もありますが、私なりにこういう経過をたどってここまで来ているというふうに思ってる内容をかいつまんで確認したいと思います。

特に12月6日、民生教育常任委員会、ここでの執行部の報告もありました。基本的には、スーパーシティから特区の指定の過程でデジタル関連法案、地方課題の解決に挑戦するという、そしてそれを成長産業にという国の方向、あるいは国費、交付金も決定され、町の予算にも計上された。さらに、対策協議会が再スタート、7月にしたと思います。そして、実施主体となるインクルーシブスクエア、この企業組合が8月に結成されました。11月には、町も事務局としてここに参加しています。それでいいですね。そして、農業振興センターには、その事務所が開設されたというところまで体制が整ってきました。

そして、取組内容は、タイプ1、今日も話がありましたが、交通DX、鳥獣対策DX、そしてタイプ3、誰一人残さない、エンゲージコミュニティ創生事業、そしてその土台になるデータ基盤、これが富士通によって。あるいは、さらには、ウィラバ、これもスタ

一トしましたが、開発済み。きびアプリ、これが本格的なこれからのアプリにつながっていると思うんですが、株式会社システムが担当していくような、そういうふうな受け止め方をしていますが、そこまでは確認、大まかに間違いないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

今議員おっしゃったとおりの流れであります。きびアプリについては、今開発事業者のほうで、そのアプリの開発をしているという現状でございます。開発自体は来年に入ってから、2月か3月ぐらいになるかなという現状でございます。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

きびアプリ、これが大体年度末を目標にというのがそもそもの計画でしたから、そういうことがそのまま計画どおり進んでいるというふうに、まず受け止めさせていただきます。

ところで、今後の取組の中で住民はどういう立場に置かれるのかなど。そういう意味で、まず最初に、新山のお披露目会、これ見させてもらいました。これからスタートするへそ8バスと結んだ交通システムを地域に利用してもらいやすい形に持っていく、これが改めてそこだけを取り上げてみても、住民の願い、住んでる場所によって相当な違いが出てくるように改めて思いました。あるいは、うんと年取った、比較的まだ若い人、そういう違いもあるでしょう、操作のことを含めると。そうしますと、かなり住民要求の正面から応えようとするれば、住民からの声を聞く、お返しする、さらに改善をするというふうな、まさにモデルをつくるための周到な準備が、やり取りが、作業が必要なんだなというふうに思いましたが、そういった体制がこれまでに構想されているのかどうか。アプリをつくっていく、システムをつくっていく、その時点から見てもどうなんでしょうか、住民との関係。構想があれば教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

今議員に御質問いただきましたアプリの開発等についても、この構想自体が、町もいろんな地域課題を解決するために、何かデジタルを使って解決ができないかというところですね。住民のニーズにつきましては、これまでも町のいろんな計画等での住民アンケート、それからこの構想を進めていく上でアンケート、そういうふうなものも取らせていただきながら、住民の声をできるだけ聞くような形では進めているところでございます。そういうふうな意見を今度推進協議会のほうで諮っていただいて、実際に事業化もしていくわけなんですけど、協議会のほうには町も入っていますし、議会のほうも参画していただいているということなので、そういうところからも住民の方の声を拾い上げて計画に盛り込んだ形で事業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

気持ちの上ではそういう方向でやっていこうというふうに言われているわけですが、今のところ、システムが住民から見れば自分らが考えていることをどこに持っていったらそれを聞いてもらえる、または返事がもらえる、または改善してもらえるというふうな双方のやり取りの繰り返しができるのか、まだまだそういうのは見えてないと思うんです。せっかくみんな期待してるわけですから、その期待に応えられるという意味では、そういう仕組みがどうしても必要だと、この事業の住民から見たときの期待以上に応えるという意味で必要だと思うんで、構想の中に入れて具体化していただきたいと思います。

もう一つ、交付金がもう既に下りてきているわけです。数億円のお金の下りてきていますが、国の交付金となると、もうすぐ頭にぱっと浮かぶのが、オリンピックじゃないけれども、アベノマスクではありませんけど、そういうお金が動くたびに、企業の中に入ってよこしまなことをしている、こういうのが続いているわけです。そういう意味では、国からの交付金が開かれた形で住民から見ても安心した形で使われている、言わば見える化されてる、交付金の使い道が、そういう状況を仕組みの中につくっていただいて実現してほしいなど、こんなふうに思います。

直接的には交付金の出納管理は、これは事務局が担っている。ですから、企画のほうでそれを掌握するというのが基本ですよ。さらに、実施主体のサービス、開発システム、それに伴う経費、当然、その中には利益も含まれているでしょうけど、これの交付実態は、

例えば対策協議会で事前によく練られて、予算化されて、それが企業間でも論議されていくという仕組みになっているのでしょうか。全過程を、特にここは企業の集まりですから、見える化するというのは大切なところだというふうに思います。

時間がないので、続けて。そういったお金の流れが、議会との関係でもきちっと掌握されていくことが必要だと思うんです。イノベーションで使われてる地方創生交付金、これについてもかなり厳しいやり取りが議会でもされました。そういう形で、質疑、審議等精査されていく機会がきちっと保障されていることが必要だというふうに思います。そうすることで、この事業全体を安心して受け止めることができるということになると思うんです。

そういった意味で、議会としては、交付金の予算も計上、議決をされてますけども、その後の運用状況、当然適否がいろいろ見えてくると思うんですが、そういったところをどういうふうに見える化していくのか。決算審査等が当然あるのは当たり前だと思うんですが、そこでの丁寧な説明等はどのように担保されているか、このあたりの今考えておられる基本姿勢を聞かせてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、最初に質問をいただきました交付金の適正な事務の執行、こちらについては、当然町のほうとしても、この交付金が適正に処理されるよう事務の執行に努めてまいります。そういう中で、協議会の中にも弁護士の方、それから公認会計士、町の監査委員さん、それから金融機関の代表の方にも、それぞれの立場で監査委員とかそういう形では入っていただいております。その辺を基に適正に処理はしていきたいというふうに思っております。

それから、議会の関係でございますが、この事業を発注するに当たりましては、町デジタル田園都市推進協議会が公募を行いまして、プロポーザルにより発注先となる有限責任事業組合のインクルーシブスクエアを選定したという経緯がございます。したがって、本推進協議会と組合との関係は事業の発注者と受注者という関係になります。議会との関係につきましては、組合に対して直接統制が及ぶことはございませんので、組合に対

する審議、議決権等は想定はされておりませんが、町のほうから議会の皆様には丁寧にその辺の状況、執行状況等も含めまして説明をさせていただきたいと思います。また、町のホームページ等でも状況が分かるように、進捗状況等を広く皆様に周知していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

予算執行上、予算を議決したわけです。そのお金が適正に運用されているかどうかというのは、議会はチェックする責任がありますよね。そういう立場で議会は臨まなければならないというふうに思っていますが、そのことが誠実に実現しているという姿をお互いに追及し合いたいなと思います。

あと一分ほどになりましたが、実はこの前、黒田議員から話がありましたが、スマホを使っても電波が届いていないというふうな地域がこの町内にもたくさんある。私の住んでいる美原もそうなんです。私のところも、僅かに携帯が聞こえたり、聞こえなかったりというふうなんですが。スマホが使える状態が全町でないと、一人も取り残さないどころか、取り残されている地域がある。こういうのが基本的な土台になってしまっただけではいけないと思うんです。そういった意味では、思い切って、町がやる事業じゃないにしても、しっかりと働きかけて、全員が享受できるような状況をまずつくってほしいなというふうに思います。そのことを付け加えて。

もう一つは、自治体の基幹業務等がこれから標準化されていきますが、デジタルデータの関係で、そのあたりがどういうふうになっていくのか問題意識を持っていますので、また教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

時間が来ましたので、以上で終わりたいと思います、質問を。

○議長（難波武志君）

これで、日名議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから2時35分まで休憩します。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

4番、石井でございます。今年最後の12月の議会となりましたので、今年最後でありますので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

町長、執行部におかれましては、質問、最初の最後になりました。時間的にもかなりたっております。お疲れのこととは存じますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

せんだって議長に通告はいたしております。大きな項目で3項目にわたり質問をしたいと、このように思ひます。方式は一括方式でお願ひをいたしたいと思ひます。

まず、第1点目の議場への国旗掲揚についてであります。そして、2点目は、吉備高原都市内の中学校用地の利活用についてということであります。この2点目の質問におきましては、少し議会初日の後の全員協議会におきまして執行部からの発表がありました。少し私の考え違いも含め、この部分では若干変更いたしたいかなと、このように思っております。3点目は、今盛んに言われております吉備中央町デジタル田園都市国家構想推進事業に関連いたしましてお願ひしたいと思ひます。

平成11年に国旗及び国歌に関する法律が制定をされました。くしくも、私が議員に最初に出させていただいたのが平成11年でありますので、少し頭の中に残っておるかな。

日の丸、日章旗を日本の国旗とすることについて法律の根拠は与えられた。これからの国際社会において各国の国民が交流し、友好を深め、平和を築くための相互文化や伝統を尊重し、かつお互いの国旗や国歌に敬意を表することが大切である。日の丸、日章旗は、オリンピックなど大規模な国際交流の場において、国家の象徴として多く人に受け入れられておるわけでありませう。

多くの自治体では、議場における国旗及び自治体旗の掲揚に関する決議を議会でを行い、議場に国旗と自治体旗が掲揚をされておるわけでありませう。

また、当時の小渕内閣、小渕総理の談話でありますけれども、今回の法制化は国旗と国歌に関し国民の皆様方に新たな義務を課すものではありませんが、本法律の成立を契機として国民の皆様方が日章旗の歴史、君が代の由来、歌詞などについてより理解を深めてい

ただくことを願っておりますと記されています。

吉備中央町の議場においては、国旗の掲揚はなされていないわけであります。この質問を私がなぜここに持ち出すきっかけになったかといえば、少し事務局長のほうにもお調べをいただいたわけでありますけれども、岡山県27市町村ありますけれども、ほとんどの市町村で国旗、自治体旗がきちっとセットされておるわけであります。各議員さんも一般質問の前にきちっと礼をされておりますけれども、これは執行部に対してあるいは議長に対してという部分だけではありませんで、そこに国旗があると、この国旗に対してきちっと礼を尽くすというのが本来の意味ではないかと、このようにも思っております。

そしてまた、12月21日が議会最終日であります。そして、12月22日に子ども議会というものが開催されるわけであります。そのときに、よその自治体にある国旗が我が議場にないということになれば、どういうふうに我々がお答えしたらいいかと。教育というのは、教員資格を持った先生たちの教えと我々地域あるいは諸先輩方の児童に対して育てるといふ、この2本立てが必ず必要になると思います。

しかしながら、議場の権限は町長にはないわけであります。ですから、答弁としては町長にこの答弁を求めるといふわけにはいかないと思います。しかしながら、予算づけであるとか、あるいは首脳会談じゃないですけど、トップ同士の話し合いは十分できるわけであります。

そしてまた、町長の権限として言えば、役場の入り口に2本のポールがあります。ここには町の町旗の掲揚、これはもう十分私も毎回見ております。そして、国旗掲揚におきましては、センター区の駐車場の入り口もそうでありまして、産業区においては、二千数百名を抱える大企業が365日、日の丸は下ろさないというふうなことも皆さん十分御承知ではないかと、そういうふうなことを考えましてこの質問になっておるわけであります。

そして、2点目でありますけれども、私は常々地元に近いこともありまして、吉備中央町の小学校であるとか、こども園であるとかという部分の少しゆとりがない、キャパシティーが足りないんじゃないかなというふうなことも常々思っておりました。

そしてまた、吉備中央町には、吉備高原都市には公民館施設というのがあそこだけないわけであります。イコール、災害等の避難場所、そういったことにも欠けておるように思います。そういう全体構想の中で跡地という、3筆あるわけでありますけれども、その部分において、私もできるだけ県議会とのいろいろなあれ、協議もしたり、お願いもしたりということなんですけれども、議会の私としてできる範囲がございます。

そこで、町長にもしあれが県のほうから購入ができると仮定した場合、3筆あるわけですから、少なからず予算を一度にというわけにもいかないと思いますけれども、その辺の将来に向けての計画がお伺いできればと。

そしてまた、県議会に対しては、厳しい委員会でもあります。ある程度の賛成がいただけるような計画書たるものも出していかなければならないと、このような判断をいたしておるわけであります。

初日の議会が終わった時点での全員協議会で執行部からありましたけども、そのときには一般質問の締切り時間は12時過ぎですから、これを出した後少し課長からお伺いしたわけでありますので、その辺のいきさつ等がお伺いできればと。

そして、3点目であります。デジタル田園都市国家構想であります。いろんな同僚議員からの将来の夢、展望、そういったものもニュース等でもいろんなことをお伺いします。私は、デジタル国家構想においては、何もその否定をしたり、反対をしたりというふうなことはないわけでありますけれども。

具体的には、せんだっての新山地区での試験の電動化の部分においても、地場産業に何ら関係性がない人だけの集まりのように見えます。デジタル化、便利のよさというものはもちろん追求はしていかなければならないと思います。しかし、便利がいいものほど危険性を伴うという部分も十分考えた上で、人災でありますハッカー集団とか、災害のときの停電であるとか、あるいは電動化であるならば、アナログ的な道路の整備も一緒にするとかというふうなことも併せてやっていかないと。特にコロナ禍において土建業者にしても、商工業者にしても、酪農畜産にしても、かなりの苦しい思いは昨今出ております。

年間5億円とかと言われることも聞きますけれども、町長、地元にも税金が落ちないようなことに手を出し過ぎ、それだけをやっていくというのは、この前の新山地区ですのに何で山口県の岩国なんですか。地元にも自動車業界なり、スズキの電動化であるとか、連携を皆しとる業者もおられるわけでありますので、そういった配慮が少し足りないんじゃないかというふうなことを思います。

また、地球的家族の意味で見れば、今我が国民は苦しい苦しいとも言いますけれども、十分工夫をする余地は、夜腹が減ればコンビニがあると、百均へ行けばいろんなものがそろろうというふうな、今あるものを工夫して。国が、内閣が今つくっておるデジタル庁もあるわけでありますから、それは自然に日本列島が将来はそういうふうなことになるであります。

反面、福祉政策というのは、ただ便利は与える、物を与える、そういうふうなことで、私はいかがなものかと。一番大事なのは、高齢者、功労者に対しても生きがいを与えるということの施策を取っていただかないと、買物難民と言いますけれども、今衣食住の関係は全て多くは広告の販売であるとか、テレビで放映の宣伝であるとか、そういったことにも一工夫もできますし。ウクライナの国民と比較する理由もないですけれども、電気、ガス、水道がないところでハングリー精神を持って生きておる、あるいはアフリカ難民もそうであります。そういう部分からおきまして、あまりにも物を与えて、サービスを与えて便利にして、へそバスもそうです、全く乗っておらないような状況に、何ら試験的というふうなことを申してそこに公費を投入をされておりますけれども、小さな予算で大きな効果ということが基本でありますので、試験、試験と行って、それが効果をなさんのであったら、方向性を変えて、地元の業者に託すとか、いろんな方法を町長、考えるべきではないかと。町としてのCMを打つのが目的じゃありません。私はそういうふうに認識しておりますので、第1回目の答弁をよろしくお願ひしたいと。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、4番、石井議員の質問にお答えします。

議員がおっしゃられるとおり、国旗は国家と国民の象徴であります。国旗を掲揚することは、国民として国を大切に思うという敬意を表す意味もあると思います。議場においての国旗掲揚につきましては、言われたとおり、議会運営の中で協議をし、決定をしていただければと考えております。そうした中で、予算化につきましては考えていきたいと思っております。

また、庁舎の国旗の掲揚につきましては、現在、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日に該当する日に掲揚をしております。議員御指摘のとおり、法制定の趣旨に鑑み、他市町村の運用もしっかりと把握しまして、今後対応していきたいと考えます。

次に、吉備高原児童クラブにつきましては、少し全員協議会と重なりますが、御説明をいたします。

現在、受入れ児童数が70人となっており、吉備高原小学校の一角と大人数の対策をいたしまして、学校内の空き地を利用することで今補っております。今後についても統合が

進むことによって受入れ児童数が大きく増加することが予想され、吉備高原小学校自体も現在の受入れ場所以上に、小学校の他の場所を望むことは難しいことと思っております。

多人数対策で利用している空き地については、園の統合を進める中で、園の増改築、増築箇所として考えております。そうなりますと、必然的に児童クラブの希望者の増加後の人数を全て受け入れることが今の場所では困難になり、児童クラブ待機児童が発生してしまうということも想定されます。

こういった理由から、児童クラブの施設設置場所につきましての候補地を吉備高原都市内で探しており、もともと保育園としての活用目的用地でありました岡山県障害福祉課所管の保健福祉用地を検討しておりました。しかしながら、いろいろな御意見も踏まえ、新たに中学校用地も検討した結果、より小学校に近い中学校用地がより適切だと判断をさせていただきます。そういうことで、そちらに絞り、今現在、購入を前提に検討協議を始めたところでございます。

また、現在のところ、放課後児童クラブ以外に中学校用地の全体の利用計画につきましては、県有地ということもございまして、未定でございます。

最後に、デジタル田園都市国家構想事業につきましては、町はデジタル田園健康特区に指定され、それぞれの課題解決に向けて取組を始めたところでございます。

これとは別に、町の基幹産業、農業であったり、土木業者等々につきましては重要なことで、それにつきましては、それぞれの対策支援を今後も打っていきたいと思います。デジタル田園国家構想、また1、3の事業につきましては、それぞれのノウハウ、また技術を持ったものを活用して、それぞれ地域に合った課題解決に向けて今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

第1回目の答弁をいただきました。町長、国旗の部分において、その1点におきましては、予算化の部分であるとか、もう少し町長自身としてのお気持ちをきちっと答弁で明確に欲しいなど。

そして、私の考えは、議場であれ、役場の建物であれ、車で言うならば、私はこういった場所は所有権は町民のものであります。そして、また使用権において、我々議員とか、

町長が地域の発展のために議場とか役場をフル活用させていただいておるといふような地域の誇り、名誉、そういったものもしっかり吟味させていただいて、町長自らの意思できちっとお示しをしてくださることを希望します。

そしてまた、今県との協議が進行中であるといふようなことでありますけれども、私は県議会を通してこの話をしとるわけでありますので、県議会の委員会が皆さんがスムーズに賛成を拒否をしていただくといふ、こういったものも、私は県議会に対して示していくのが常識ではないかと、今後のためもありますし、そういうふうな考えでありますので、計画でありますので。

そして、もう一回、デジタル化の部分で再質問で申し上げたいんですけども。どうしてもその地場産業の納税額を増やしていく、地域を活性化するという部分とどういうふうにデジタル化の部分をつなげていくかという努力が、私は執行部の今の姿勢からは見受けられない。この企業組合が大企業ばかりでありますけれども、地域の目的は財政を豊かにして、町民に行政サービスとして返すという基本姿勢があるわけでありますので、町長、企業にもう少し地元の産業、こういったものを活用させていただくといふふうな公表もすべきじゃないかと思っておりますので、2回目の答弁をよろしくお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、再質問にお答えします。

まず、国旗掲揚、気持ちの中では、私は当然国旗掲揚がふさわしいと思います。ただ、この議場内におきましては、議会運営の中で決めていただくと。その結果に従って、予算措置のほうはさせていただこうと。また、庁舎、この議場外につきましては、そのような思いを持っています。

また、中学校用地の児童クラブの件でございますが、県におきましても、幾ら町のほうに購入をという気持ちがあっても、県議会が通らんと難しいことです。そういう意味でも、県の担当課のほうがそれぞれ資料をつくります。その資料を求められたものに対しては、丁寧に私どもも答えさせていただこうと思います。

それから、デジタル、この関係でございますが、将来の吉備中央町の姿、我々はどういうことできたらという方がおられたら、それぞれ提案していただきたいと私は思います。

まずは商工会のベリーぐっどカード、あれなんかはすぐに連携を取って私はやるべきだという思いです。そのことは商工会長に既に伝えてあります。

○議長（難波武志君）

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

議会のほうも、ようやく今月になってデジタル特別委員会というものが設置されましたけれども、これは時既に遅しで、もう少し早い段階できちっと議会のほうもしっかり協議の中に入れてほしかったかなというふうな感想が本音であります。

先ほどの同僚の先輩議員からかなり詳しく私も聞かせていただいたので、いい参考になっておりますけれども、どうも町民の方とか、試験、試験と言いながらいろんなものでどめがない予算を垂れ流しをしていると言ってもいいんじゃないかと私は思いますけれども。そして、専門で昔からある地元企業に対して、交通のタクシー会社であるとかといったところにいろんな部分でスクールバスとかいろんなものも委託しておられると聞いておりますけれども。

そしてまた、どうも執行部は議会に対していろんな協議が最近では薄いように、スクールバスの大型を購入したとか、いろんな部分を聞いておりますけれども、我々はそういった協議は一切聞いておりませんで、もう少しきめの細かい議会と執行部のいろんな話合いがなされるべきと、私はそのように希望いたしております。

国旗掲揚に関しましては、町長の権限はあの敷地の中だけであります。しかしながら、そこらあたりは町民に対しての誇りでもありますし、いい形になるように希望いたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今回の質問はこれで終了、終わりにします。

○議長（難波武志君）

これで石井壽富君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時04分 閉 議